

既存補助金一覧（R5調査時に期限設定しなかった補助金）

部局名	R6番号	所管課	補助金の名称	事業内容	開始年度	補助金の分類	直近3年の補助金実績(千円)			終期(年度)	見直し期限(年度)	R7年度事業継続予定	終期・見直し期限を設定しない理由
							R3	R4	R5				
総務部	1	総務管財課	伯仙財産区事業交付金	財産区の区域内の住民の福祉の向上に資する事業であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの ・当該事業の内容について、国、地方公共団体、その他公共団体又は公共的団体が実施する事業(当該交付金の交付を除く。)との調整を図っていること。 ・当該事業の内容について、伯仙財産区管理会の同意を得ていること。	H12	事業費	300	1,000	300	-	-	事業継続	財産区の区域内の住民の福祉の向上に資するため、米子市伯仙財産区基金を設置している。 当該基金は、財産区の区域内の住民の福祉の向上に資するための経費及び財産区の財産の維持管理に要する経費に充てるために限り、財産区管理会の同意を得て、その全部又は一部を処分することができる。 財産区の区域内の住民の福祉の向上に資するための経費として、当該基金を処分する唯一の方法である当該交付金の交付に関しては終期を設定することはできない。
	2	総務部防災安全課	米子市防犯協議会補助金	地区防犯パトロール、防犯啓発用品の購入、防犯灯新設・LEDへの切替検討等	S36	事業費	435	435	435	-	-	事業継続	各地区防犯協議会への活動費の助成は、防犯パトロールの強化や地区防犯マップの作成など各地区における防犯活動の充実強化に役立てられており、犯罪のない安心・安全な社会の実現のため、継続的に助成する必要があるため。
総合政策部	3	まちづくり企画課	米子市まちづくり活動支援交付金	(1) 地域課題の解決など、住みよいまちづくりに寄与する事業 (2) 地域の特色を生かしたまちづくりに寄与する事業 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、まちづくりの進展に寄与する事業 (4) 住民相互による共助交通を継続的に行う事業 (5) 若者が主体的に行う地域貢献及び地域活性化に継続的に取り組む事業 ※政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業、過去に交付を受けた補助事業者が行う同一の事業((4)及び(5)の事業は除く。)、国若しくは地方公共団体又は公益法人から補助若しくは助成又は委託を受けて行う事業は対象外。	H18	事業費	1,185	1,009	1,038	-	-	事業継続	地域課題は地域ごとに異なり、多様化・複雑化しており、様々な地域課題に対応し、持続可能な地域づくりを進めていくためには住民団体等の様々な主体と行政が協働していく必要がある。当該補助金は、課題解決や地域の活性化に主体的に関わる住民団体に対して財政的な支援を行うことにより、新たなまちづくり活動の創出、既存のまちづくり活動の拡大・充実を図ることができ、市民が主役、共生のまちづくりを推進することができる。 様々な地域課題に対応し、持続可能な地域づくりを進めていくためには住民自らの活動、まちづくりへの参画を促す必要があり、当該交付金はこのような活動を行う機会の創出や、拡大・充実の一助になっており、今後のまちづくりのために必要不可欠な手法であるため終期を設定していない。 今後、住民団体のまちづくり活動をより一層支援できるよう、住民のニーズや、地域課題等を把握、分析することにより制度の再点検を行い、必要な改善を図ることとしている。
	4	まちづくり企画課	米子市みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金	県交付要綱に定めるところにより実施する中山間地域における比較的大規模な遊休施設、既存利用施設等を活用した小さな拠点づくりの実践及び総合的な地域活性化の取組のために必要なハード・ソフト事業。ただし、既使用部分の改修等整備にあつては、小さな拠点づくりの取組に係る事業で生活に必要な機能の新設、拡充又は追加を図るものに限る。	R4	事業費	0	16,667	0	-	-	休止	中山間地域は、少子高齢化、人口減少が課題となっており、地域を持続可能なものとしていくためには、地域の遊休施設を活用し、住民の活動交流拠点や地域経済循環のための施設など、総合的な地域コミュニティの活性化・再生を図る必要がある。当該補助金は、中山間地域において、地域の将来のために住民により主体的に行われる遊休施設等を活用した地域づくりの取組を支援することにより、地域に暮らす人々が、誇りをもって安心して暮らすことができる地域社会の実現に資するものである。 当該補助金の枠組みは、今後の持続可能なまちづくりを進めていく上で必要な手法であり、終期、見直しの期限は設定していない。今後も地域の実情に応じて、持続可能な地域づくりの手法として活用できるケースがあった場合、県と協同で支援を行っていくこととしている。(R5年度から休止中)
	5	まちづくり企画課	米子市ビジネス人材移住支援金	補助事業者が本支援金の条件に該当する就職、テレワーク及び起業に係る経費の助成	R2	事業費	1,000	5,700	13,500	-	R9	事業継続	-
	6	まちづくり企画課	米子市本社機能移転等による移住者支援補助金	移住補助事業者が鳥取県外から本市への移住に係る経費の助成	R3	事業費	600	0	300	-	-	事業継続	本補助金は企業誘致に伴う本市への移住を促進することを目的としており、移住の促進に一定の効果があるため。
	7	都市創造課	米子市まちなかコミュニティ活性化支援事業補助金	(1) コミュニティビジネス事業 地域の実情に応じた共助・生活支援サービス、地域資源を活用したコミュニティ拠点施設・ゲストハウスの運営等、中心市街地が抱える課題をビジネスの手法により解決し、その活動の利益を当該中心市街地に還元する事業 (2) 活性化事業 世代間若しくは地域間の交流などを通じて中心市街地のコミュニティを再生し、若しくは発展させる取組又は中心市街地に居住する者を増やすために中心市街地に生業を興す取組	H27	事業費	0	0	0	-	-	事業継続	人口減少等の問題に対応するため、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めることを目的として、「米子市立地適正化計画」を策定した。コンパクトなまちづくりを進めるに当たっては、まちなかの人口の維持や既存ストック(空き家や空き店舗等の遊休施設)の活用等が課題となる。この課題の解決には長い年数を要することから当該補助事業の終期・見直し期限を設定することは困難である。(実績についてもR6年度は有り) また、当該補助事業は、県の協調補助である。(県の制度が終了したときには、見直しを検討。)
	8	都市創造課	米子市まちなか遊休施設活用事業補助金	中心市街地等において、地域の遊休施設を改修し、住民の交流施設、地域レストラン等を整備することにより、ハード面及びソフト面の両面から総合的に地域コミュニティを活性化させるための取組	R5	事業費	-	-	16,667	-	-	事業継続	人口減少等の問題に対応するため、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めることを目的として、「米子市立地適正化計画」を策定した。コンパクトなまちづくりを進めるに当たっては、まちなかの人口の維持や既存ストック(空き家や空き店舗等の遊休施設)の活用等が課題となる。この課題の解決には長い年数を要することから当該補助事業の終期・見直し期限を設定することは困難である。また、当該補助事業は、県の協調補助である。(県の制度が終了したときには、見直しを検討。)
	9	交通政策課	米子市広域バス路線維持費補助金	広域かつ幹線的なバス路線について、県、市町村が協調して路線維持費補助金として支払。	H16	事業費	66,167	66,281	66,432	-	-	事業継続	本補助金は県・各市町村の協調補助である。 また、市町村をまたぐ広域的なバス路線は、バス事業者単独では到底維持困難であり、地域住民の生活に必要不可欠な生活路線を維持するため、公益上必要な補助事業である。
	10	交通政策課	バス運行対策米子市補助金(路線維持費(かさ上げ分)補助金及び路線維持費(補填分)補助金)	国庫補助路線(広域のかつ幹線的なバス路線)について、国、県、市町村が協調して路線維持費補助金として支払(かさ上げ補助金・補填補助金)	H13	事業費	44,355	50,180	51,721	-	-	事業継続	本補助金は国・県・各市町村の協調補助である。 また、市町村をまたぐ広域的な幹線バス路線は、バス事業者単独では到底維持困難であり、地域住民の生活に必要不可欠な生活路線を維持するため、公益上必要な補助事業である。
	11	交通政策課	生活路線運行維持対策費補助金	市内完結路線の運行事業の赤字欠損額を米子市が単独補助金として支払	H15	事業費	78,467	79,292	75,283	-	-	事業継続	本補助金の対象である市内完結のバス路線は、バス事業者単独では到底維持困難であり、地域住民の生活に必要不可欠な生活路線を維持するため、公益上必要な補助事業である。 一方で補助額の圧縮に向け、路線再編を行うことで効率的な運行を図りたい。
	12	地域振興課	自主防災組織育成補助金	(1) 自主防災組織が独自に防災訓練、講習会等を行うために必要な経費の補助 (2) 自主防災組織が災害時に備えて必要な防災資機材を整備するために必要な経費の補助	H17	事業費	1,779	2,421	2,569	-	-	事業継続	市内の自主防災組織においては、自主財源の確保が継続した課題となっており、地域防災力の向上を図るためには、持続的な財政支援が求められるため。 また、当該補助金は活用実績が多く、地域における防災活動の促進が期待される。
	13	地域振興課	防犯灯設置費等補助金	防犯灯の新設または移設、防犯灯の光源の形式の変更、破損等による防犯灯の器具の取替え工事。	S37	事業費	3,779	2,669	3,164	-	-	事業継続	地域における夜間の照明設備の減少につながってしまい、犯罪発生要因となる恐れがあるため。
	14	地域振興課	防犯灯電灯料補助金	各自治会が設置する防犯灯の電灯料(電気料金)の一部助成を行う。	H2	事業費	7,067	7,984	6,803	-	-	事業継続	地域における夜間の照明設備の減少につながってしまい、犯罪発生要因となる恐れがあるため。

既存補助金一覧（R5調査時に期限設定しなかった補助金）

部局名		R6番号	所管課	補助金の名称	事業内容	開始年度	補助金の分類	直近3年の補助金実績(千円)			終期(年度)	見直し期限(年度)	R7年度事業継続予定	終期・見直し期限を設定しない理由
								R3	R4	R5				
総合政策部		15	地域振興課	米子市自治連合会補助金	米子市自治連合会事業計画に定めるところにより実施する各種事業 ・定例総会、正副会長会、常任委員会、専門委員会の実施 ・自治会加入促進活動 ・「自治連よなご」(年2回)の発行、自治会運営の手引きの発行 ・常任委員視察研修、自治会長研修会実施	S39	運営費	2,950	2,950	2,950	-	-	事業継続	現在、市の各種業務には自治会が深く関係していて、協力を得ている。住民とのパイプ役を担っている自治会の協力は各種業務を進めるには不可欠と考えるため。
		16	地域振興課	米子市ふるさとの歴史保存継承事業補助金	地区や自治会で行われる、ふるさとの歴史資料の編集(ふるさとの歴史及びふるさにまつわる神話、民謡等の調査研究並びに歴史資料の作成)に対して補助を行うもの	S62	事業費	1,000	0	0	-	-	事業継続	前年に事業計画を提出して翌年事業を行う事業である。自治会等でふるさと継承を目的に事業計画をされた場合は記録に残すことは地域づくりには必要であると考えられるため。
		17	地域振興課	米子市コミュニティ施設整備事業補助金	自治会等が行うコミュニティ施設(集会所、スポーツ広場、放送設備、市長が認める施設)の新築、増改築、修繕または拡張の事業	S55	事業費	1,478	940	1,205	-	-	事業継続	平成17年に補助金額の見直しを行っている。集会施設については新築及び大規模改修は自治総合センターの助成制度を活用している。 廃止した場合、地域の自治会活動の拠点となるコミュニティ施設整備が鈍化し、住民の連帯感を強めた自治意識の高揚及び活性化につながらなくなる。このことは、明るく住み良い地域社会の実現を目指す市の施策に逆行することとなる。
		18	地域振興課	宝くじ助成事業補助金	一般コミュニティ助成事業:コミュニティ活動に直接的に必要な設備等(建設物、消耗品は除く)の整備に関する事業。100万円から250万円まで10/10補助 コミュニティセンター助成事業:集会施設の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。上限1,500万円まで	H10	事業費	7,400	8,300	7,300	-	-	事業継続	間接補助であり、見直し検討を行う予定はない。
		19	男女共同参画推進課	米子市女性の専門職資格取得助成事業補助金	雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了したならば取得することができる資格又は免許その他これらに類するものとして市長が認める資格又は免許の取得(補助金(本補助金を除く。)、助成金等(教育訓練給付金(同法第10条第5項の教育訓練給付金をいう。))を除く。)の交付を受けて行ったものを除く。)	H28	事業費	611	795	583	-	-	事業継続	全国や鳥取県の調査による女性の雇用形態をみると正規雇用労働者比率が20代後半でピークを迎えた後に低下する、いわゆるL字カーブの解消が全国的な課題となっている。現状として、妊娠、出産等を理由に離職した女性は、様々な理由から再就職時に非正規での雇用が多くなっている。当事業は、本市としても課題対策のひとつとしているところである。 また、女性活躍を後押しする狙いがあり、男女共同参画推進計画やまちづくりビジョンにおいて、女性が自分の能力やキャリアを活かして活躍できる環境を推進する取組として掲げ、女性のチャレンジを応援していく必要があるため。
		20	人権政策課	米子市人権・同和教育推進協議会補助金	○人権・同和教育の調査研究及び実践交流 ○研修会、研究会及び講演会の開催 ○地区推進組織の育成 ○市民への啓発	S50	事業費	2,105	2,754	3,009	-	-	事業継続	人権に対する正しい認識を深め、お互いの人権を尊重し合う社会を築くことが強く求められているが、部落差別をはじめさまざまな差別が現実存在していることから、それらの人権問題を解決していくために、就学前保育機関・学校・家庭・地域・職場などにおいて、人権・同和教育の推進を図る必要がある。
総合政策部	淀江振興本部	21	淀江振興課	淀江町青少年ゆめ基金活用事業補助金	(1)海外留学希望者に対する助成(希望者に対する選考を含む) (2)海外留学等、国際化を促進することを目的とした講演会の開催 (3)その他交付目的を達成するために必要な事業	H17	事業費	2,742	228	370	-	-	事業継続	指定寄付金(基金出資者は淀江町出身の吹野博志氏)を原資とした事業であり、基金が枯渇するまで実施するため
		22	淀江振興課	淀江盆踊り花火大会補助金	毎年8月15日に淀江海岸駐車場及び淀江海岸で実施される淀江町盆踊り花火大会の花火打ち上げに係る経費等の一部	H17	運営費	0	350	350	-	-	事業継続	本補助金は、毎年8月15日に淀江海岸駐車場及び淀江海岸で実施される淀江町盆踊り花火大会の花火打ち上げに係る経費等の一部を補助するものである。淀江地区の文化活動の発表及び伝承の場となっている「淀江盆踊り花火大会」への補助を通じて地域活性化の土壌を今後も守る必要があるため、大会が存続するまで補助事業を実施する。
市民生活部		23	環境政策課	中海自然環境保全推進事業補助金	みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金交付要綱に掲げる、中海において行う、生物多様性からの地域づくりの推進、環境問題の普及啓発活動、利活用を促進する活動。	H30	事業費	0	745	900	-	-	事業継続	当該補助金の対象事業である「中海体験クルージング・中海環境フェア」は、市民をはじめ多くの方が、中海の豊かな自然を体験し、展示・体験ブース等に参加することで、生物多様性からの地域づくりの推進、環境問題の普及啓発活動、中海の利活用の促進に大きく寄与している。 また、当該イベントは鳥取県・米子市共催で実施しており、「鳥取県みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金」を間接補助として活用している。
		24	環境政策課	なかうみ環境学習事業補助金	米子市立小学校に対し、米子水鳥公園において実施する環境学習に係る交通費(バス借上料)を支援する。ただし、貸切バス以外の経費(有料道路通行料、駐車料、ガイド料等)は対象外。	R3	事業費	1,403	1,440	1,554	-	-	事業継続	環境教育の充実及び中海の湿地環境の保全・再生と賢明な利用の促進は、本市まちづくりビジョンにおける取組項目のひとつであることから、公益上の必要性が高く継続を必要とする事業である。 環境学習事業に対する助成を行うことにより、中海の環境学習の場としての米子水鳥公園の利用推進と、子どもたちの自然環境保全に対する意識の向上及び郷土愛の醸成を図るうえで、非常に効果的である。
		25	環境政策課	米子市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成補助金	不妊去勢手術を受けさせる飼い主のいない猫1頭につき、当該補助事業に要する費用に相当する額を助成する。ただし、1万円を上限とする。	H28	事業費	1,348	2,440	2,380	-	-	事業継続	事業実績数だけで評価することができず、長期的に取り組むを進める必要があるため、引き続き周知啓発に努めるとともに、飼い主のいない猫の増加抑制を図る。
		26	環境政策課	加茂川を美しくする運動連絡協議会交付金	加茂川を美しくする運動連絡協議会の行う加茂川清掃美化活動(加茂川周辺一斉清掃、花壇維持管理等)及び加茂川美化活動啓発に対する補助。	H26	事業費	100	100	100	-	-	事業継続	加茂川を美しくする運動連絡協議会は、地域住民が中心となり、毎年2回の加茂川一斉清掃をはじめ、加茂川沿いの花壇の整備など自主的な美化活動に長年取り組んでいる。 また、加茂川周辺地域は米子市美化推進区域にも指定されており、市と市民・環境保全団体などと協働して環境美化を図り、きれいな住みよいまちづくりを推進している。 本協議会の自主的な活動を無くして加茂川周辺地域の環境美化を推進することは難しく、本市にとって本協議会と連携し、活動の支援を行うことが、環境保全及び環境美化意識の向上を図る上で、最も効果的かつ効果的なため、引き続き連携を図りながら事業継続する必要がある。
福祉保健部		27	福祉政策課	ふれあいの里駐車場運営費補助金	ふれあいの里駐車場を利用者が快適に利用できるよう、環境整備等を目的とした管理事業者への補助	H29	運営費	2,729	3,240	3,194	-	-	事業継続	ふれあいの里利用者の利便性を確保するためには駐車場の維持管理が必須であり、今後も継続して実施する必要がある事業のため。
		28	福祉政策課	社会福祉協議会補助金	米子市社会福祉協議会は、公益性の高い非営利法人であり、地域福祉推進の中核的存在として地域の様々な社会資源と協働しながら地域に根ざした活動を展開していることから、市から法人運営費の一部を補助している。	不明	運営費	43,287	42,482	46,270	-	-	事業継続	米子市社会福祉協議会においては、本市の運営費補助への依存度が高く、縮小や廃止とした場合、法人運営は厳しくなることが考えられる。 地域福祉の推進のためには、米子市社会福祉協議会との連携が不可欠であり、継続して必要な事業であるため。

既存補助金一覧（R5調査時に期限設定しなかった補助金）

部局名	R6番号	所管課	補助金の名称	事業内容	開始年度	補助金の分類	直近3年の補助金実績(千円)			終期(年度)	見直し期限(年度)	R7年度事業継続予定	終期・見直し期限を設定しない理由
							R3	R4	R5				
福祉保健部	29	福祉政策課	米子市災害時要支援者対策推進事業補助金	災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金交付要綱(平成29年3月30日付け第201700001762号鳥取県福祉保健部長通知)に基づく、次に掲げる事業を実施する住民組織等に対する補助金の交付 (1) 災害時要支援者対策促進事業 ア 支え愛マップの作成(必ず行うものとする。支え愛マップは、原則、新たに作成するものに限る。) イ 要支援者の特性に配慮した個別避難訓練の実施 ウ 要支援者への災害時の対応を円滑に進めるための平常時における見守り体制の構築 エ 要支援者の見守り又は避難支援に係る研修会又は講習会の実施 オ アからエまでに掲げるもののほか、災害時に要支援者の安全安心につながる住民組織等が主体となって行う事業 (2) 災害時要支援者対策ステップアップ事業 ア 地域支え愛会議の立ち上げ及び運営(必ず行うものとする。) イ 地域支え愛会議で認識され、及び共有された災害時の避難支援に係る課題の解決に向けた取組	H26	事業費	200	150	200	－	－	事業継続	要支援者が身近な地域の中で安全安心に暮らすため、地域住民及び要支援者自らが主体となった協力体制の充実を図ることを目的としており、本事業に期限を設けることはなじまないため。
	30	障がい者支援課	障がい児・者地域生活体験事業補助金	事業者は在宅等の障がい児・者に生活体験ホームを提供して、その生活技術と自立意欲を高める支援を行う。米子市は事業者に対して、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除して得た額と県要綱第3欄(生活体験ホームの利用者一人当たりの日額単価(1人当たり4,270円)×年間利用延べ日数)に掲げる補助基準額とのいずれか低い額を補助する。	H18	運営費	1,390	1,157	1,170	－	－	事業継続	在宅の障がい児・者が親元から自立するためにはグループホーム等での訓練が必要だが、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスだけでは十分な訓練を受けることができず、自立の妨げになっている。在宅の障がい児・者の社会的自立や地域移行を促進することが課題となっており、事業の継続が必要である。
	31	障がい者支援課	障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業費補助金	障がい者グループホームを運営する事業者が夜間に世話人又は生活支援員を配置する場合に、夜間世話人又は生活支援員の人件費を補助する。	H16	運営費	8,131	8,002	7,920	－	－	事業継続	障がい者の地域移行を進めるうえでグループホームの果たす役割は大きく、グループホームの設置を促進する上からも、本事業の継続が必要である。
	32	障がい者支援課	全日本Challengedアスロン皆生大会補助金	様々な障がいを持つアスリートがボランティアの伴走者・スタッフと共に皆生にてアスロンを行う。	H22	事業費	100	100	100	－	－	事業継続	障がい者による水泳・ランニングの複合競技大会として日本で初めて開催された大会であり、第2回大会からは全国大会となり、県外からも参加者がある。県と協力して助成をしており、スポーツを通して障がい者と地域の方々の交流を図るとともに、お互いの理解を深めるために継続して実施する。
	33	障がい者支援課	米子市障がい福祉サービス利用コーディネート機能強化事業補助金	相談支援事業所等の新規開設、相談支援専門員の追加配置(既設の相談支援事業所等に、相談支援専門員を追加的に配置)があった事業所に対して人件費を補助。	R4	運営費	－	1,000	2,000	－	－	事業継続	現時点においても、障害福祉サービス利用者に対する相談支援専門員の人数は足りておらず、各相談支援専門員が適正な件数を超えて対応している。反対に今年度中の事業所休止予定があり、相談支援専門員が減る事態となっている。サービス利用者数の推移や福祉業界の慢性的な人材不足から考えても、相談支援体制が整う目途は立っていないため、継続した助成が必要。 なお、本補助金は事業所への継続的な運営費補助ではなく、増員した相談支援専門員が採算ベースの利用者数を受け持つまでの間の経費を単発で補助することで、事業開始や増員を行いやすくするためのものである。
	34	障がい者支援課	米子市障がい者運転免許取得費助成金	障がい者手帳の所持者で、自動車運転免許証を取得することにより、社会参加が見込まれる者に対してその経費の一部を助成する。	H12	事業費	300	500	100	－	－	事業継続	障がい者が運転免許を取得することによって、自立及び社会参加を促進することができる。また、当該助成に対するニーズも常にあるため、継続して助成を実施する必要がある。
	35	障がい者支援課	米子市身体障がい者自動車改造費助成金	自動車を使用する身体障がい者が運転するために必要な操向装置等を改造するために要する経費の一部を助成する。	H12	事業費	100	100	200	－	－	事業継続	身体障がい者が使用する自動車を改造することによって、自立及び社会参加を促進することができる。また、当該助成に対するニーズも常にあるため、継続して助成を実施する必要がある。
	36	障がい者支援課	聴覚障がい者地域交流拠点確保事業補助金	市内に設置する「地域交流拠点施設」において行う、ろう者、ろう児及びその保護者の交流の場を確保する事業、サロン・カフェ等の開催により地域住民との交流を通じて障がいに対する理解を促進する事業、及び高齢のろう者の介護予防及び生きがいづくり、ろう児の子育て支援等の地域課題を解決するための事業	R2	事業費	500	500	500	－	－	事業継続	障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業である自発的活動支援事業は、障害者総合支援法に基づく必須事業であり終期を設けない。
	37	障がい者支援課	米子市強度行動障がい者入居等支援事業補助金	重度の強度行動障がい者を受け入れる入所施設(施設入所支援又は共同生活援助)、短期入所による支援、生活介護による支援を提供する事業所の運営に要する経費を負担。	H26	運営費	6,648	4,728	6,480	－	－	事業継続	重度の強度行動障がい者の居住支援ニーズが途絶えることはないため、継続が必要である。
	38	障がい者支援課	県民総合福祉大会開催費補助金	参加者である県内の障がい者、高齢者、社会福祉関係者等が地域福祉について考え、県民の福祉に対する理解を深める。県民総合福祉大会は、毎年、東・中・西部で持ち回り開催しており、米子市で開催される場合に限り、大会開催に要した経費を100千円を限度として補助する。	不明	事業費	100	0	0	－	－	事業継続	県民への啓発を行うことにより、地域福祉に対する理解や、障がい者に対する正しい理解が進み、福祉のまちづくりの取り組みの促進、向上に寄与するため継続が必要。
	39	障がい者支援課	障がい児者在宅生活支援事業補助金	・施設入所障がい児者在宅生活支援事業: 施設入所等している障がい児者が一時帰宅した際に必要となる居宅サービスの導入 ・家庭外看護師派遣支援事業: 医療行為を必要とする障がい児者が家庭外活動を行う際の看護師派遣 ・エアーマットレスレンタル助成事業: 重度身体障がい児者が使用するエアーマットレスの賃借 ・看護師等配置助成事業: 該当事業所への看護師の配置、看護師の派遣 ・医療機器購入助成事業: 当該要医療障がい児者の利用の受け入れのために必要な医療機器の購入 ・地域移行推進事業: 医療的ケアが必要な重度障がい児者が利用するグループホームを活用した日帰り体験事業 ・入院時付添依頼助成事業: 常時の付き添いが求められる重症心身障がい児者等が入院する場合の家族以外の付添 ・家庭内排痰補助装置助成事業: 重度身体障がい児者等による排痰補助装置の借受け ・身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業: 対象児が装用するための補聴器の購入並びに修理及び再購入	H15	事業費	3,088	2,722	3,162	－	－	事業継続	在宅生活を送る障がい児者のニーズは、より多くの状況で発生している。障害者総合支援法等による支給対象とならないサービスについて、今後も障がい児者が地域で暮らしていくために、法の隙間を埋める事業を整え、安心して在宅生活を過ごせるよう支援体制の充実を図る必要がある。
	40	障がい者支援課	米子市民間障がい者福祉施設整備費等補助金	市内における障がい者福祉施設の新設又は増改築であって、国、地方公共団体等からその経費の一部の助成を受けて行うものについて、国、地方公共団体等から当該補助事業を行う社会福祉法人等に対して助成される金額の合計額の15分の1に相当する額を限度として助成する。	H22	事業費	2,506	6,842	374	－	－	事業継続	必要な供給量が確保できていない障害福祉サービスについては、引き続き本補助金の継続により施設整備を促進することが必要である。
	41	障がい者支援課	鳥取県肢体不自由児・者父母の大会補助金	参加者の肢体不自由児・者を持つ保護者、児童福祉関係者、社会福祉関係者、教育関係者、ボランティアがお互いに協議を進め、もって、肢体不自由児・者の福祉の推進を促進する。毎年、東・中・西部で持ち回り開催しており、米子市で開催される場合に限り補助する。	H13	事業費	50	0	0	－	－	事業継続	肢体不自由児・者の福祉には不十分な面が多く、福祉の向上について、協議を続けていく場が必要であるため、大会を通じて、関係機関及び関係団体がお互いに連携し、肢体不自由児・者の福祉の推進を促進するため、継続が必要である。

既存補助金一覧（R5調査時に期限設定しなかった補助金）

部局名	R6番号	所管課	補助金の名称	事業内容	開始年度	補助金の分類	直近3年の補助金実績(千円)			終期(年度)	見直し期限(年度)	R7年度事業継続予定	終期・見直し期限を設定しない理由
							R3	R4	R5				
福祉保健部	42	障がい者支援課	鳥取さわやか車いす&湖山池マラソン大会開催費補助金	全国から集まった選手は、障がいの有無、男女年齢に関わらず、マラソンに挑戦し、互いに理解と親睦を深める。	H1	事業費	70	70	70	—	—	事業継続	スポーツを通じて、障がい者が健康を増進し、勇気をふるい、喜びを感じ、他の選手や地域の人々と感動や友情を分かち合う機会を県及び県内4市の助成のもとに確保するため、事業を継続する必要がある。
	43	障がい者支援課	鳥取県手をつなぐスポーツ祭り開催費補助金	県内の障がい児者が集い、スポーツを通じて健康増進と社会参加を図る。	H3	事業費	65	65	65	—	—	事業継続	県及び県内市町村の助成のもと、障がい児者が、スポーツを通じてお互いの理解と親睦を深め、社会参加への意欲を喚起する機会を確保するため、事業を継続する必要がある。
	44	障がい者支援課	米子市障がい者住宅改良費助成金	障がい者の在宅生活に資する住宅改良に係る経費の一部を助成する。	H12	事業費	666	0	0	—	—	事業継続	在宅での日常生活を容易にし、自立促進を図るとともに、介護を行う家族等の負担軽減を図ることで、障がい者が地域で家族とともに安心して生活できる環境を整備することに寄与するため、今後も継続していく必要がある。
	45	障がい者支援課	重度障がい児者支援事業補助金	(1)生活介護事業所、短期入所事業所、放課後等デイサービス事業所において、重度障がい児者に対して行う日中支援の提供 (2)生活介護事業所において、医療的ケアを必要とする重度障がい者に対して行う日中支援の提供	H26	運営費	19,571	22,045	21,524	—	—	事業継続	事業所が重度障がい児者を受け入れる場合、事業所設置基準の人員では不足し事業所の負担が増える。しかし補助を行うことで人員配置が整い、利用者の受け入れが可能となる。また、利用者の事業所利用日数が増えることで、利用者への支援の充実及び利用者の家族の負担軽減に寄与しており、重度の障がいがあっても地域で生活していく基盤を整えることができるため、現状のまま継続。
	46	障がい者支援課	心身障害者扶養共済掛金補助金	補助対象者が支払う心身障害者扶養共済掛金の一部助成(令和4年度補助対象者:15人)	S46	事業費	389	299	293	—	—	事業継続	障がい者が安心した生活を送るための一助である心身障害者扶養制度の掛金を一部助成することは、障がい者の高齢化が進む中で、保護者の経済的負担を軽減し、障がい者の将来的な生活の安定と福祉の増進に資するため、事業継続が必要である。
	47	障がい者支援課	鳥取県身体障がい者福祉大会開催費補助事業補助金	県内の東・中・西部圏域において持ち回り開催である。鳥取県内の身体障がい者や福祉に関わる人々が一堂に会し、身体障がい者の自立と社会参加の促進について改めて認識する。	不明	事業費	0	0	50	—	—	事業継続	鳥取県内の身体障がい者や福祉に関わる人々が一堂に会し、身体障がい者の自立と社会参加の促進について改めて認識することにより、身体障がい者の自立と社会参加の促進につながるため、継続が必要。
	48	障がい者支援課	鳥取県身体障害者体育大会開催費補助金	スポーツを通じて身体障がい者の体力の維持及び回復を図り、積極的な気持ちを養う。また、市民の障がい者に対する正しい理解を促進する。毎年、東・中・西部で持ち回り開催しており令和5年度は西部開催。	不明	事業費	0	0	350	—	—	事業継続	スポーツを通じて身体障がい者の体力の維持及び回復を図り、積極的な気持ちを養う。また、市民の障がい者に対する正しい理解を促進する機会を確保するため、事業を継続する必要がある。
	49	障がい者支援課	地域活動支援センター運営費補助金	地域活動支援センターの運営費に対する補助	H18	事業費	35,070	28,652	29,224	—	—	事業継続	地域活動支援センター機能強化事業は障害者総合支援法により市の実施が義務づけられているため。
	50	障がい者支援課	福祉の店販売機能強化事業補助金	事業所等の連携の下、障がい者自ら又は障がい者が関わって製造等を行う商品等の常設販売又は移動販売を行う拠点(福祉の店)の運営。	H20	事業費	4,018	3,566	3,857	—	—	事業継続	障がい者又は障がい者に関わって製造等を行う商品等の販売について、常設又は移動販売を行う拠点(福祉の店)を運営する団体を支援することにより、障がい者の自立及び社会参加並びに障がいに対する県民の理解の促進を図るために継続が必要である。鳥取県の補助金交付要綱による事業であり、検証を関係機関で行い継続等を検討する。
	51	障がい者支援課	福祉フォーラム開催費補助金	フォーラムを通じて、市民が地域福祉のあり方についての理解を深め、ノーマライゼーションの理念の浸透を図る。毎年米子市で開催している。	H16	事業費	80	80	80	—	—	事業継続	フォーラムを通じて、利用者・事業者・行政が地域福祉の在り方や支援の在り方について、互いの理解を深めるとともに、行政と住民との連携の強化を図り、もってノーマライゼーションの理念の浸透を図るために継続が必要。
	52	長寿社会課	米子市民生児童委員協議会補助金	1 地域住民からの福祉に関する様々な相談活動 2 福祉施策の啓発、広報活動 3 福祉施策に関する様々の証明事務 4 民生児童委員の資質を向上させるための研修 5 民生児童委員協議会の運営助成	不明	運営費	300	300	300	—	—	事業継続	民生委員・児童委員活動の充実と協議会の円滑な運営を支援することにより、地域福祉の向上を図ることを目的とした補助金であることから、民生委員法に定める民生委員・児童委員を置くにあたり、欠かすことができないものである。
	53	健康対策課	心身障害者(児)救急歯科診療事業費補助金	心身障がい者(児)を対象として、木曜日午後1時から午後4時までの間に鳥取県西部歯科保健センターにおいて、歯科診療を行う事業。	H9	運営費	1,232	1,371	1,377	—	—	事業継続	一般の歯科医院では受診が困難な者へ歯科診療を行っており、鳥取県西部歯科医師会の他に当事業を行える者がいないため。
	54	健康対策課	鳥取県西部医師会急患診療所運営費補助金	米子市急患診療所における診療及び急患診療所の管理	H23	運営費	27,222	26,616	24,660	—	—	事業継続	夜間休日に自力で受診できる程度の軽症者へ医療提供している。より高度な医療を提供する二次・三次救急の逼迫を防ぎ、医療体制維持に必要。鳥取県西部医師会の他に当事業を行える者がいないため。
	55	健康対策課	公衆浴場確保対策補助金	(1)市内にある公衆浴場の運営及び利用促進を目的として実施する事業 (2)省エネルギー対策を実施するための施設整備を目的として実施する事業 (3)原油価格高騰対策として、湯の加温に必要な重油の購入に要する経費又は電気の使用に要する経費の一部を助成 (4)公衆浴場の運営に係る電気代の一部を助成(上記(3)にかかるものを除く)	S53	運営費	2,208	2,575	6,070	—	—	事業継続	公衆浴場は地域住民にとって保健衛生上必要な施設であり、入浴料金も物価統制令で定められている。公衆浴場の存続を図るため継続する必要がある。
	56	健康対策課	米子市小児・AYA世代のがん患者等の妊孕(よう)性温存療法研究促進事業助成金	(1)妊孕性温存療法により凍結した胚(受精卵)を用いた生殖補助医療 (2)妊孕性温存療法により凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療 (3)妊孕性温存療法により凍結した卵巣組織の再移植後の生殖補助医療 (4)妊孕性温存療法により凍結した精子を用いた生殖補助医療	R5	事業費	—	—	0	—	—	事業継続	令和3年度に県が妊孕性温存療法助成を開始(市助成なし)。本助成は、がん治療後の温存後生殖補助医療へ行うものであり、県助成後ただちに申請があるものではなく、申請があるかも不明であるため。
	57	健康対策課	米子市予防接種費用助成金	予防接種法第5条第1項の規定により市長が行う予防接種のうち法第2条第2項に規定するA類疾病に係るものであって、委託医療機関以外の医療機関(市長からあらかじめ当該予防接種の対象者に対する当該予防接種の実施の依頼を受けたものに限る。)において行われたもの	R2	事業費	1,710	1,928	1,518	—	—	事業継続	市民の疾病の予防及び健康の保持に寄与するため必要不可欠であるため。
	58	健康対策課	米子市風しんワクチン接種費助成金	風しんワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチン接種に要する費用	H25	事業費	1,045	1,069	1,207	—	—	事業継続	風しんの蔓延を防ぐだけでなく、罹患者から胎児に感染することを防ぐのに必要不可欠であるため。
	59	健康対策課	米子市造血幹細胞移植後等のワクチン再接種費用助成金	接種対象者に対して行われる、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たす予防接種の再接種に要する費用。 (1)予防接種法第2条第2項に規定する疾病(市長が指定するものに限る。)に係る予防接種であること。 (2)予防接種実施規則の規定によるワクチンを使用すること。 (3)造血幹細胞移植等の実施前に法、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の規定に基づき実施された定期予防接種で得られたワクチンの免疫が当該治療によって低下し、又は消失したため、再接種が必要であると医師が認める予防接種であること。	R5	事業費	—	—	0	—	—	事業継続	市民の疾病の予防及び健康の保持に寄与するため必要不可欠であるため。

既存補助金一覧(R5調査時に期限設定しなかった補助金)

部局名	R6番号	所管課	補助金の名称	事業内容	開始年度	補助金の分類	直近3年の補助金実績(千円)			終期(年度)	見直し期限(年度)	R7年度事業継続予定	終期・見直し期限を設定しない理由
							R3	R4	R5				
こども総本部	60	こども政策課	米子市子どもの居場所づくり事業補助金	県実施要領に定めるところにより市内で実施する子どもの居場所づくりの取組の立ち上げ支援	R2	事業費	2,000	2,000	8,000	—	—	事業継続	さまざまな困難な背景を抱える子どもたちの中には、食生活の乱れや孤食の環境にあったり、精神的にも不安やさみしさ、自信や意欲が持てない、自己肯定感が低いといった状態にある子どももあり、家庭的にも、経済的な困難や支援者がなく孤立状況にあるなどの課題を抱えていることも多い。こうした子どもたちの健全育成を支えるためには、子どもと家庭を支える地域の見守りや支援を継続的に行うことが必要であるため。 ただし、子どもの居場所が担う役割が多様化する中で、子ども以外の地域住民も対象とする地域食堂や地域サロンといった、地域共生の居場所の相談が増えていることを鑑み、対象に子ども以外を含む場合等について改めて基準を見直すとともに、今後の子どもの居場所に係る方針について、検討する必要がある。
	61	こども政策課	青少年育成米子市民会議補助金	(1)各地区の青少年育成会及び青少年関係団体(米子市子ども会連合会等)に対する青少年の健全な育成及び非行の防止に関する活動を推進するために必要な事業費の補助 (2)青少年にとって有害な環境の浄化及びこれに関する広報啓発のための活動、その他の青少年の健全な育成に資する事業	S53	事業費	930	990	990	—	—	事業継続	地域での体験活動を初めとする青少年健全育成事業や不審者等から子どもを守る見守りや非行防止の活動に係るものであり、家庭や地域、関係団体が一体となった青少年健全育成活動を協力して行い、より一層子どものための健全な育成環境整備を引き続き推進する必要があるため。
	62	こども政策課	地区指導委員会活動費補助金	地区指導委員会が通年で実施する活動の経費を対象とする。 [対象事業] あいさつ運動、地域の巡回パトロール、自転車安全運転指導、環境浄化、校区内安全点検・環境実態調査、啓発活動、万引き防止や青少年健全育成への協力依頼、非行防止チラシやポスターの作成・配布、その他の諸活動。	S59	運営費	165	165	165	—	—	事業継続	地域の人間関係が希薄になりつつある中、地域での青少年の健全育成や非行防止のための少年指導活動の重要性が高まっている。子どもをめぐる事件が多発する昨今の社会情勢から、子どもの安全を守る市民のニーズが高い。学校と地域との連携の緊密化及び各中学校区内における少年指導委員会の活動の活発化を支援することにより、少年の非行防止及び少年に対する有害な環境の浄化並びに少年の健全な育成に関する住民の意識の啓発を図る為、地域での少年指導活動に必要な経費を補助するものであり、地域が主体となった少年指導活動を行っていくために必要なものであるため。
	63	こども相談課	妊婦一般健康診査費用助成金	市が発行した妊婦一般健康診査受診票による委託医療機関及び委託助産所での受診に代えての、次に掲げる理由による委託外医療機関及び委託外助産所での妊婦一般健康診査の受診 (1) 出産、入院等のため市外に滞在し、委託医療機関及び委託助産所において受診することができないこと。 (2) 委託外医療機関及び委託外助産所において受診することについて、市長が特に認める事情があること。	H20	事業費	0	2,272	1,885	—	—	事業継続	受診者が、出産のために、米子市に住民票を置いたまま長期に里帰りをするなどの理由で、米子市の委託以外の医療機関、または県外助産所で妊婦一般健康診査を受けた場合、市が発行した妊婦一般健康診査受診票を使うことができない。受診者の公平性を担保し、妊婦と胎児の健康の保持及び増進を図るために補助事業が必要である。
	64	こども相談課	産後健康診査費用助成金	市が発行した産後健康診査受診票による委託医療機関又は委託助産所での受診に代えての、委託外医療機関又は委託外助産所での産後健康診査(原則として次の(1)から(5)までに掲げる項目を全て実施するものに限る。)の受診。 (1)問診(生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等) (2)診察(子宮復古状況、悪露、乳房の状態等) (3)体重・血圧測定 (4)尿検査(蛋白・糖) (5)エジンバラ産後うつ病に関する質問(EPDS)	R1	事業費	544	533	533	—	—	事業継続	受診者が、出産のために、米子市に住民票を置いたまま長期に里帰りをするなどの理由で、米子市の委託以外の医療機関、または県外助産所で妊婦一般健康診査を受けた場合、市が発行した妊婦一般健康診査受診票を使うことができない。受診者の公平性を担保し、妊婦と胎児の健康の保持及び増進を図るために補助事業が必要である。
	65	こども相談課	女性に対する暴力被害者支援事業補助金	民間支援団体が、一時保護から自立に向け、シェルターから退所するDV被害者を支援するために、生活用品等の運搬を行う。	H14	事業費	100	100	100	—	—	事業継続	被害者の一時保護は、鳥取県婦人相談所が行っているが、一時保護を経て自立する際に、民間支援団体が退所支援を行う場合がある。今後、被害者を一時保護から自立するまでの一貫した支援体制を確立することが不可欠である。 民間支援団体に補助金を交付することにより、民間支援団体の活動を支援し、被害者の保護支援体制の充実を図るために補助事業が必要である。
	66	こども相談課	米子市新生児聴覚検査費用助成金	新生児聴覚検査(次に掲げる検査であって、病院、診療所又は助産所において出生した新生児に対し、その出生後、当該新生児が当該病院等を退院し、又は退所するまでの間に、当該病院等において行われるものをいう。)の実施 (1)自動聴性脳幹反応による新生児聴覚スクリーニング(AABR) (2)耳音響放射による新生児聴覚スクリーニング(OAE)	H29	事業費	3	0	14	—	—	事業継続	聴覚障がいはいは早期に発見され、適切な支援が行われれば音声言語発達への影響が最小限に抑えられる。経済的な理由により当該検査が受けられず障がいの発見が遅れたため、発育に大きな影響を及ぼすことがないよう、すべての新生児を対象として新生児聴覚検査が実施されるよう補助事業が必要である。
	67	こども相談課	安心マタニティサポート助成金	(出産・育児支度金) 出産及び育児の準備に必要な物品の購入に係る経費。ただし、36,000円を限度とする。 (生活支援金) 妊娠中及び出産後の日常生活に必要な経費。ただし、連続8か月、一律月額70,000円とする。	R2	事業費	0	386	210	—	—	事業継続	産み育てたいという気持ちがありながら、様々な理由により出産・子育てに不安を抱える単身の妊婦に対し、妊娠初期からの支援を充実することにより、安心して出産できる環境を整えるための生活に必要な各種助成を行うために補助事業が必要である。
	68	こども相談課	出産・子育て応援給付金	・妊娠届出時に面談の実施及び5万円の給付 ・妊娠8ヶ月の方へのアンケートの送付及び希望者への面談 ・出生届出後、赤ちゃん訪問時等に面談の実施及び5万円の給付	R4	事業費	—	97,150	134,100	—	—	事業継続	核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、孤独感や不安感を抱える妊婦・子育て世帯も少なくなく、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てのできる環境整備が喫緊の課題であるため。
	69	こども施設課	米子市放課後児童支援員等処遇改善(月額9,000円相当賃金改善)事業費補助金	職員に対して3%程度(月額9,000円)の賃金改善を行う放課後児童クラブに対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する。	R3	事業費	1,668	10,474	11,991	—	—	事業継続	放課後児童クラブの需要は今後も高く、本市の放課後児童クラブ利用者の半数以上を占める民間放課後児童クラブへの補助は必要不可欠であり、人材の確保及び職員の質の向上につながる事が期待できる本補助金は今後も必要。 放課後児童クラブについては、利用児童がいない場合でも、開級時間として設定している場合は、2人以上の職員を配置して開級している必要があるため、民間放課後児童クラブにおいては人件費の確保が大きな負担となっている。財源である子ども・子育て支援交付金交付要綱及び国の実施要綱において、補助内容が基準額以下の場合は交付対象とならないため、減額の見直しは市単独での補助となり、一般財源の支出が拡大する可能性がある。
	70	こども支援課	米子市養育費に関する公正証書等作成費用補助金	養育費に関する公正証書等の作成	R5	事業費	—	—	318	—	—	事業継続	ひとり親世帯の養育費の取決めに係る公正証書の作成費用等を補助することで、養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、養育費の継続した履行確保を図ることを目的とした補助金であり、公益上必要である。
	71	こども支援課	子どもの遊び場遊具等整備事業補助金	地域立子どもの遊び場において行う次に掲げる事業 (1)遊具等の新設及び更新 (2)遊具等の撤去(地域コミュニティ活性化プランを策定して実施するものに限る。) ※地域コミュニティ活性化プラン…自治会の区域又は市が設置する各公民館の事業の主たる対象となる区域における、遊び場を活用した世代間の交流及び次世代の育成並びに地域の活性化のための取組について定めた計画をいう。	R4	事業費	—	449	255	—	—	事業継続	遊び場における遊具等の整備を促進することにより、児童にとつての健全な遊び場を確保し、もって児童の健康を増進することを目的とした補助金であり、公益上必要である。

既存補助金一覧（R5調査時に期限設定しないとした補助金）

部局名	R6番号	所管課	補助金の名称	事業内容	開始年度	補助金の分類	直近3年の補助金実績(千円)			終期(年度)	見直し期限(年度)	R7年度事業継続予定	終期・見直し期限を設定しない理由
							R3	R4	R5				
こども総本部	72	こども支援課	子どもの遊び場整備事業補助金	米子市社会福祉協議会が地域立子どもの遊び場の管理者に対して支出する助成金の一部を助成する。	不明	事業費	900	918	936	－	－	事業継続	米子市社会福祉協議会が実施する「米子市社会福祉協議会地域立子どもの遊び場事業」の事業費の一部を助成することで、子どもの健康を増進することを目的とした補助金であり、公益上必要である。
	73	こども支援課	米子市私立幼稚園等就園奨励費補助金	私立幼稚園等の施設者が、在園している園児の保護者に対して当該年度に納付すべき市民税額による階層区分に応じ保育料等を減免する場合に減免相当額を補助する。	S47	事業費	8,101	7,489	6,429	－	－	事業継続	幼稚園及び認定こども園の設置者に対し保育料減免相当額を補助することで保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の機会均等を図ることを目的とした補助金であり、公益上必要である。
	74	こども支援課	米子市第3子以降副食費助成事業補助金	国が定める基準の低所得世帯・多子世帯については第3子以降の副食費が助成されるが、年齢による制限があるため、国基準に該当しない第3子以降について副食費を助成する。	R1	事業費	15,427	15,028	16,208	－	－	事業継続	第3子以降の児童に係る副食費を減免する保育園等に対して減免相当額を助成することにより、多子世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的とした補助金であり、公益上必要である。
	75	こども支援課	保育所等ICT化推進事業補助金	保育に関する計画・記録機能、園児の登降園の管理、保護者との連絡に関する機能についてのICT化推進のための保育システムの導入に必要な費用の一部を助成する。	R1	事業費	750	0	710	－	－	事業継続	保育所等におけるICT化の推進に必要な経費を助成することで、業務の効率化及び保育環境の改善を図り、保育士が働きやすい環境の整備及び子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とした補助金であり、公益上必要である。
	76	こども支援課	米子市特別保育事業費補助金	1 延長保育事業 利用時間を延長して児童を預かる事業 2 一時預かり事業 家庭での保育が一時的に困難な児童を預かる事業、幼稚園・認定こども園において1号認定子どもを教育時間の前後等に預かる事業 3 障がい児保育事業 障がいのある児童を保育するための職員を加配する事業 4 医療的ケア児保育支援事業 医療的ケア児を保育するための職員を配置する事業 5 乳児保育事業 年度中の乳児の受入れのために年度当初から職員を配置する事業 6 低年齢児保育士等特別配置事業 1歳児と職員が4.5:1の割合となるよう職員を配置する事業 7 家庭支援保育士加配事業 同和地区において同和保育専任者を配置する事業	H27	事業費	192,431	201,841	213,653	－	－	事業継続	特別保育事業実施者に対して経費の一部を助成することで特別保育事業の健全な運営を促進し、児童福祉の向上及び児童の健全育成を図ることを目的とした補助金であり、公益上必要である。
教育委員会	77	こども支援課	中学校生徒大会派遣費補助金	市内に存する中学校(米子市日吉津村中学校組合立箕蚊屋中学校を除く。)に対し、次に掲げる大会(第2号から第6号までに掲げる大会にあつては、予選又は選抜を経て出場するものに限る。)への生徒の派遣に要する経費を補助する事業 (1) 中学校体育連盟が主催する鳥取県中学校総合体育大会(西部地区大会) (2) 中学校体育連盟が主催する鳥取県中学校総合体育大会(県総体)、中国中学校選手権大会(中国総体)及び全国中学校選手権大会(全国総体) (3) 吹奏楽連盟が主催する全日本吹奏楽コンクールの中国大会及び全国大会並びに全日本マーチングフェスティバルの中国大会及び全国大会 (4) 合唱連盟が主催する全日本合唱コンクールの中国大会及び全国大会 (5) 中学校教育研究会が主催する全国中学校生徒科学研究発表会・中国地区中学校生徒科学研究発表会 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める大会	不明	事業費	10,420	11,925	10,876	－	－	事業継続	中学校教育の一環として行われている部活動の大会への派遣に要する経費を補助することにより、保護者の負担を軽減するとともに、体育活動及び文化活動の振興を図ることを目的とした補助金であり、公益上必要である。 ※この補助金の執行が適正かどうか、予算計上の仕方も含めて検討が必要と考えている。
	78	学校教育課	米子市フリースクール利用等補助金	本市に住所を有しフリースクールに通う児童生徒保護者に対する補助 利用料 月額 13,200円 交通費・実習費 月額 中学生 6,000円 小学生 3,000円 米子市教育支援センターぶらっとホームに通う児童生徒保護者に対する補助 交通費・実習費 月額 中学生 6,000円 小学生 3,000円	R3	事業費	217	151	0	－	－	事業継続	フリースクール利用料補助により不登校児童生徒の学びの場の選択幅が広がり、義務教育段階における普通教育相当の教育機会の確保等が総合的に推進できる。 本補助金は不登校児童生徒に対する助成事業であるため、終期を定めることは困難。一定要件を満たせばフリースクールでの指導・相談を受けた日数が指導要録上の出席扱いとされるため継続して実施していきたい。
	79	学校教育課	全国大会開催地補助金	本市において全国大会が開催される場合に、大会開催に係る経費の一部補助	不明	運営費	0	0	0	－	－	事業継続	本市において全国大会(教科・指導等に関する研究大会)が開催されることは、多くの本市市立学校教職員が参加でき教職員の資質向上を図れる。 大会開催に係る経費の一部を補助することにより、大会の円滑な運営を支援することは必要である。また、各学校より申請があつた場合に対応する必要があるため、期限の設定は行わない。
	80	学校教育課	中国四国大会開催地補助金	本市において中国四国大会が開催される場合に、大会開催に係る経費の一部補助	H28	運営費	0	0	30	－	－	事業継続	本市において中四国大会(教科・指導等に関する研究大会)が開催されることは、多くの本市市立学校教職員が参加でき教職員の資質向上を図れる。 大会開催に係る経費の一部を補助することにより、大会の円滑な運営を支援することは必要である。
	81	学校教育課	朝鮮初中級学校教育助成金	(1) 初級部に就学する児童 1人につき月額 2,400円 (2) 中級部に就学する生徒 1人につき月額 4,000円 上記金額を保護者(市在住)に支給する。	不明	事業費	29	58	58	－	－	事業継続	民族教育に対して配慮するとともに、無償で義務教育を受ける他の市民との均衡を図り、保護者の経済的負担を軽減するために必要である。
	82	学校給食課	一般財団法人米子市学校給食会運営費補助金	学校給食の充実を図るために実施する次に掲げる事業 (1) 給食用の物資の購入 (2) 給食費の受入れ及び給食用の物資の代金の支払 (3) 給食に関する調査研究 (4) 給食費の徴収	S49	運営費	16,382	17,899	18,544	－	－	事業継続	給食費公会計化未実施の本市においては、給食物資の購入・代金の支払い、給食費の徴収などの業務を、一般財団法人米子市学校給食会(以下「学校給食会」という。)へ委託することが最も効率的であり、それを維持するためには学校給食会の人件費やその他必要経費を一般財団法人米子市学校給食会運営費補助金として市が支援する必要があるため。 なお、給食費公会計化の本格的な検討に併せ、補助金に係る見直しの検討も行う。
経済部	83	経済戦略課	産学官・医工連携しごとの種(シーズ)づくり支援事業補助金	(1) 学術研究機関又は医療機関との連携により、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を創出するための研究開発、調査等の取組を行う事業(中小企業者、協同組合等又は生産者団体が行うものに限る。) (2) 中小企業者、協同組合等又は生産者団体との連携により、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を創出するための研究開発、調査等の取組を行う事業(学術研究機関、医療機関が行うものに限る。)	H28	事業費	1,005	1,200	1,200	－	R7	事業継続	
	84	商工課	中小企業団体中央会補助金	中小企業の組織化及び経営基盤強化に資する事業に対して補助する。	H18以前	事業費	270	270	270	－	－	事業継続	鳥取県中小企業団体中央会は、市内商店街振興組合の運営や中小企業者の事業活動を支援しており、商店街や市内商工業者の活性化のために必要な取組を行う団体であることから、継続して支援することが必要である。

既存補助金一覧（R5調査時に期限設定しなかった補助金）

部局名	R6番号	所管課	補助金の名称	事業内容	開始年度	補助金の分類	直近3年の補助金実績（千円）			終期（年度）	見直し期限（年度）	R7年度事業継続予定	終期・見直し期限を設定しない理由
							R3	R4	R5				
経済部	85	商工課	米子市商店街連合会補助金	商店街連合会に対し事業費の一部を補助することで、中小企業者の振興および商店街の振興に資する。	不明	事業費	282	282	282	－	R7	事業継続	
	86	商工課	米子日吉津商工会運営費補助金	米子日吉津商工会が実施する、経営改善普及事業、地域総合振興事業、商工会の運営及び管理に係る経費の一部を補助する。	H30	運営費	2,172	2,172	2,172	－	－	事業継続	米子日吉津商工会は淀江地区及び伯仙地区の小規模事業者の経営改善等の支援を行っているほか、イベント等を通じた地域活性化事業を実施している。小規模事業者に対するきめ細やかな経営支援や地域活性化事業を行う組織であることから、その運営に対して継続的に支援する必要がある。
	87	商工課	米子市小規模事業者経営改善資金等利子補給補助金	日本政策金融公庫の融資制度である「小規模事業者経営改善資金」及び「生活衛生関係営業改善貸付資金」を受けている事業者に対して、その利子相当分1/2の額を補助する。	H28	事業費	619	205	69	－	－	事業継続	本事業を行うことで、日本政策金融公庫の融資制度（「小規模事業者経営改善資金」及び「生活衛生関係営業改善貸付資金」）を利用する小規模事業者の利息負担が軽減され、事業の安定化に繋がることで本市の経済の活性化が見込まれるため、引き続き支援が必要である。
	88	商工課	まちなか振興ビジネス活性化支援事業補助金	地域課題（①少子化、②高齢化、③安心安全、④まちなか商業衰退・にぎわいの喪失、⑤その他各地域で広く認識されている固有課題）の解決に対応する事業を実施する商店街振興組合・中小企業に対し、県との協調により事業に要する経費の一部を補助するもの。	H26	事業費	0	0	0	－	－	事業継続	県との協調事業でもあり、例年案件がある。商店街振興組合や中小企業等の地域課題を解決することで地域経済の活性化を図るため、引き続き支援する必要がある。近年は物価高騰等の影響により、急ぎょ計画変更せざるを得なくなり、補助金申請に至らなかったケースや、県との協議が整わず申請に至らないケースがあり実績がない年が続いた。
	89	商工課	米子がいな祭補助事業	米子がいな祭開催の運営費の補助。	不明	運営費	6,960	5,760	27,960	－	－	事業継続	米子がいな祭は地域経済の活性化や賑わいの創出や観光客の誘致促進の活性化を図ることができる。一般企業からの支援となる広告料等は年々減少を続けている現状から、本市からの補助金は不可欠である。
	90	商工課	商工振興まちづくり連携補助金	補助対象者が申請年度に実施する補助事業に係る人件費及び事務費の一部を補助する。	R1	事業費	6,122	6,122	6,122	－	－	事業継続	米子市中小企業振興条例が実効性を伴い、事業者の活性化に資する取組を推進するためには、行政が行う面的な支援だけでなく、経済団体である米子商工会議所及び米子日吉津商工会が実施するきめ細かい事業者支援が不可欠であることから、継続して地域経済団体の事業を支援する必要がある。
	91	商工課	魅力ある商店街づくり事業費補助金	アーケード、カラー舗装、イベント広場及び公園、緑地、街路灯、公衆便所等の整備	H21	事業費	0	0	41,667	－	－	事業継続	令和5年度のえる・もーるアーケードのリニューアルに対し、県と協調して本事業を実施。令和6年度以降の事業実施予定はないが、今後の商店街エリアのにぎわい創出に向けた取組に合わせ、本補助事業の活用を検討する。
文化観光局	92	観光課	米子がいな太鼓保存育成補助金	(1)米子がいな太鼓保存会が所有する太鼓の修繕 (2)米子がいな太鼓保存会に所属する青少年チームの練習の実施	H20	事業費	120	120	120	－	－	事業継続	米子がいな太鼓は、太鼓を通じた青少年の健全育成に資する活動を行っているほか、米子がいな祭りやインバウンド向けの公演等を行っており、米子市の観光振興に欠かせない伝統文化団体であることから、今後の活動継続のためには補助制度の継続が必要と考えるため。
	93	観光課	米子がいな万灯保存育成補助金	米子がいな万灯振興会子ども万灯チームが使用している万灯の修繕費及び新規チームの万灯購入費の助成。	S63	事業費	0	95	120	－	－	事業継続	米子がいな万灯振興会は、米子がいな祭やインバウンド向けのイベントでの公演を行う等、本市の観光振興に貢献している。本補助金の補助対象とする「子ども万灯」は、各子ども会だけでは負担が大きく、郷土芸能である米子がいな万灯の後継者育成を図るためにも継続的な支援が必要であるため。
	94	観光課	コンベンション開催支援補助金	(公財)とっとりコンベンションビューロがコンベンション開催助成金交付要綱に基づき、米子市内で開催されたコンベンションに対し交付した助成金の半額を補助するもの。対象とするのは、中国地方以外の広域から(企業コンベンション、合宿については範囲は問わない。)延べ宿泊者数200人(学術会議、企業コンベンション、合宿については100人)以上の県外からの参加があること。	H7	事業費	100	5,987	8,800	－	－	事業継続	コンベンション等の誘致は本市への経済波及効果をもたらし今後も必要と思われるため。
	95	観光課	米子映画事変開催支援補助金	米子映画事変内の企画イベント「3分映画宴」(プレ上映会、アフター上映会を含む。)の開催	R1	事業費	1,800	1,800	1,800	－	－	事業継続	米子映画事変は、ポップカルチャー(アニメ、映画)等をテーマとした米子市唯一の恒例イベントであり、行政や既存観光事業者がリーチできないターゲット層に対して誘客・認知獲得できる稀有なイベントである。 特に、補助対象としている企画イベント「3分映画宴」は、毎年全国の映像作家から応募があり、本市の認知度の向上や県外からの誘客促進につながっているほか、市内のクリエイター等の人材発掘及び育成にも寄与しているため、継続的に支援することが本市の観光振興・関係人口拡大につながると考えるため。
	96	観光課	米子市観光協会補助金	観光資源の調査研究及び開発利用の促進、観光施設の整備並びに事業計画及び事業の促進、観光キャンペーンの実施、観光地の宣伝及び紹介、観光事業に関する調査研究並びに観光情報の収集及び発信、観光事業従事者の資質向上、観光土産品の改善指導及び紹介など。	S28	事業費	41,130	41,978	44,277	－	－	事業継続	本市を中心とする観光資源の開発、観光客の誘致及び特産物等の紹介により本市への来客の増加に寄与し、もって地域の活性化を促進するため。
	97	スポーツ振興課	中海オープンウォータースイム開催支援補助金	中海オープンウォータースイムの開催	H27	事業費	0	500	500	－	－	事業継続	本事業を通じてオープンウォータースイムが発展し、同時に選手・関係者が起点となり、中海の水質環境改善の呼びかけなど、さらなる水質改善につながる可能性があると判断し、継続することとしている。
	98	スポーツ振興課	米子市スポーツ協会補助金(旧:米子市体育協会補助金)	鳥取県スポーツ協会負担金の支払い	S49	運営費	74	73	73	－	－	事業継続	市内各競技団体の競技力向上を支援し、スポーツ活動の推進を図るためには、競技団体が加盟する米子市スポーツ協会の事業を支援する必要がある。
	99	文化振興課	文化財保存・保護事業補助金:和田御崎神社	有害植物や枯れ木などの整理除去及び清掃	H1	事業費	24	24	24	－	－	事業継続	和田御崎神社社叢は、弓浜半島の古砂丘上に位置する天然記念物であり、市の文化財に指定されている。 本事業は、和田御崎神社が実施する社叢の保護に係る補助事業である。日々刻々と成長する社叢周辺の有害植物を除去し、天然記念物としての価値を守るために必要な管理に対して補助する。市は算定基準額6万円の40%である2万4000円を補助し、管理者は残り3万6000円を負担している。 社叢は、弓ヶ浜半島の歴史と自然を語る上で欠かすことのできない森であり、社叢の適正な管理は、地元で「御崎さんの森」と呼ばれ子どもたちの遊び場や住民の散策の場にもなっている拠点の保護にもつながるため、終期を設定することが難しい。
	100	文化振興課	文化財保存・保護事業補助金:青木神社	有害植物や枯れ木などの整理除去及び清掃	H30	事業費	24	24	24	－	－	事業継続	青木神社社叢は、スダジイなどの大木で構成される天然記念物であり、市の文化財に指定されている。 本事業は、青木神社が実施する社叢の保護に係る補助事業である。日々刻々と成長する社叢周辺の有害植物を除去し、天然記念物としての価値を守るために必要な管理に対して補助している。市は算定基準額6万円の40%である2万4000円を補助し、管理者は残り3万6000円を負担している。 文化財を未来に残すために必要な事業であり、歴史ある神社の保護は氏子や市民の心の拠り所を守ることにもつながることから、終期を設定することは難しい。

既存補助金一覧（R5調査時に期限設定しなかった補助金）

部局名	R6番号	所管課	補助金の名称	事業内容	開始年度	補助金の分類	直近3年の補助金実績(千円)			終期(年度)	見直し期限(年度)	R7年度事業継続予定	終期・見直し期限を設定しない理由
							R3	R4	R5				
文化観光局	101	文化振興課	文化財保存・保護事業補助金: 粟島神社	有害植物や枯れ木などの整理除去及び清掃	R3	事業費	24	24	24	—	—	事業継続	粟島神社は、市の文化財名勝に指定されている。本事業は、粟島神社が実施する名勝の保護に係る補助事業である。日々刻々と成長する粟島周辺の有害植物を除去し、名勝としての価値を守るために必要な管理に対して補助している。市は算定基準額6万円の40%である2万4000円を補助し、管理者は残り3万6000円を負担している。 補助金を交付することで、所有者の名勝を守る意識の向上をさらに図り、近くにある水鳥公園とともに市民に親しまれている粟島神社を地域の宝として未来に残すために必要な事業であることなどから、終期を設定することが難しい。
	102	文化振興課	文化財保存・保護事業補助金(重要文化財後藤家住宅管理事業)	防災施設の保守点検	H1	事業費	33	26	45	—	—	事業継続	後藤家住宅は、市内に唯一現存する近世の町屋建物であり、建物の貴重さから国の重要文化財に指定されている。本事業は、後藤家住宅の防火対策のために設置した、消防設備の点検に係る経費の補助事業である。消防設備は通年にわたって稼働しており、年に2回の法定点検が義務付けられている。消防設備は、万が一の火災に備えるための設備であり、文化財を守るために不具合のないよう日常から管理しなければならない。また、国庫補助の対象事業(国1/2、県1/4補助)となっている。 後藤家住宅は旧加茂川沿いに位置し、歴史ある白壁の佇まいは川沿いの歴史的景観に彩りを添えている。住宅を守ることは、観光客も多く訪れる川沿いの魅力度向上にもつながっているため、終期を設定することは難しい。
	103	文化振興課	文化財保存・保護事業補助金(保護文化財高田家住宅管理事業)	消防用設備の保守点検	S57	事業費	5	5	13	—	—	事業継続	高田家住宅は、市内に唯一現存する近世の茅葺建物であり、建物の貴重さから県の保護文化財に指定されている。本事業は、高田家住宅の防火対策のために設置した、消防設備の保守点検に係る経費の補助事業である。消防設備は通年にわたって稼働しており、年に2回の法定点検が義務付けられている。消防設備は、万が一の火災に備えるための設備であり、文化財を守るために不具合のないよう日常から管理しなければならない。 県費補助の対象事業(県1/2補助)であるが、所有者の負担もある。貴重な建物を守るため補助という形で支援することは、所有者の文化財保護に対する意識の向上をさらに図るとともに、地域の宝としての文化財を守るために必要なことから、終期を設定することは難しい。
	104	文化振興課	文化財保存・保護事業補助金(名勝深田氏庭園管理事業)	春秋2回の整枝剪定、消毒等を実施する。	H13	事業費	69	69	54	—	—	事業継続	深田氏庭園は、全国的にも現存数が少ない室町時代に作庭された国の名勝庭園である。本事業は、庭園に植えられた樹木の整枝剪定及び消毒を実施して、庭園の景観を守るために行う補助事業である。庭園を構成する樹木は、日々成長しており、日常から管理を行わなければ、その形を保つことができず、文化財としての価値を失いかねない。このため、管理に係る経費の一部を補助するものである。 また、国庫補助の対象事業(国1/2、県1/4補助)であるが、所有者も約20万円の負担がある。 庭園は、希望者には一般公開しており、補助という形で支援することは、国指定名勝文化財を守る所有者の意識の向上をさらに図るとともに、関心を寄せる市民の思いに応えるためにも必要なことなどから、終期を設定することは難しい。
	105	文化振興課	文化財保存・保護事業補助金(名勝心光寺庭園管理事業)	春秋2回の整枝剪定、消毒等を実施する。	R3	事業費	25	25	25	—	—	事業継続	心光寺庭園は、江戸時代に作庭された名勝庭園である。本事業は、庭園に植えられた樹木の整枝剪定及び消毒を実施して、庭園の景観を守るために行う補助事業である。庭園を構成する樹木は、日々成長しており、日常から管理を行わなければ、その形を保つことができず、文化財としての価値を失いかねない。このため、管理に係る経費の一部を補助するものである。 また、県費補助の対象事業(県1/2補助)であり、市は県補助額を除いた額の40%を補助し、残りが所有者負担となっている。 庭園は江戸時代の寺院庭園の様子を伝え、希望者には一般公開をしている。適正な管理を支えることは、文化財を守り、関心を寄せる市民たちの思いに応えるためにも重要であることから、終期を設定することは難しい。
	106	文化振興課	淀江傘伝承活性化事業補助金(淀江傘後継者育成事業)	市指定された淀江傘の製造技術を文化財として保存し、技術を永く伝承していくために、後継者育成を図り、技術の習得に専念できるように、研修者の生計を維持するための経費に対して補助金を交付する。	H30	事業費	900	0	0	—	—	事業継続	淀江傘の起こりは文政4年(1821)といわれており、その製造技術は市指定無形文化財となっている。本事業は「淀江傘製造技術」の保存、伝承に欠かすことのできない後継者の育成に係る経費や後継者育成修了者の独立に必要な経費に対して補助するものである。 淀江傘製造技術は、昭和53年(1978)に米子市無形文化財に指定されたことに伴い設立された「淀江傘伝承の会」によって保存、伝承されてきた。しかし、近年では、会員の高齢化や人数の減少、後継者不足により、文化財としての保存、伝承が危ぶまれる状況にある。そうした中、淀江傘製造技術を守り、後世に伝えていくためには、技術を確実に継承できる人材の育成を図ることが大変重要であり、その環境づくりに積極的に取り組む必要がある。 また、県費補助の対象事業(県1/2補助)であり、市だけでなく県も、無形文化財を未来に残すための事業として重視している。淀江傘製造を生業の中心に添えて持続的に活動していく道は、いまだ十分に確立されているとは言えず、補助して自立の道筋を描きやすくなることは、後継者の金銭的な負担の軽減が図れるとともに、志をサポートすることにつながるため、現時点では終期を設けることは難しい。
	107	文化振興課	文化財保存・保護事業補助金(無形文化財弓浜鉾保存伝承事業)	県指定された弓浜鉾を文化財として保存し、技術を永く伝承していくために、家庭に残る弓浜鉾や古い道具などの収集・保存、また、技術継承や普及啓発のための体験教室などを開催する経費に対して補助金を交付する。	H29	事業費	15	36	23	—	—	事業継続	弓浜鉾は弓ヶ浜半島周辺に伝わる特産品で、昭和53年(1978)に鳥取県無形文化財に指定された。本事業は、弓浜鉾の保存や伝承、市民への普及に関する経費の一部を補助するものである。 文化財として弓浜鉾の保存や伝承などは、昭和50年(1975)に国の伝統的工芸品指定、昭和53年に鳥取県無形文化財に指定されたことに伴って設立された弓浜鉾保存会が担っている。 家庭に残る弓浜鉾や古い道具などの収集・保存、技術継承、普及啓発のために実施する事業に補助金を交付することは、伝統的な製法により生産する弓浜鉾を保存し、高度な技法による松竹梅や鶴亀などの技術を伝承していくためにも必要となる。また、県費補助の対象事業(1/2補助)、境港市費補助の対象事業(1/8補助)でもあり、市だけでなく県や関係他市も、無形文化財を未来に残すための事業として重視している。 事業者の減少や従事者の高齢化が進み、保存会の活動費が潤沢とは言えない状況下で市が補助することは、関係者の志を支え、市民の誇りを醸成する一翼を担う地域の宝を守ることににつながるため、現時点では終期を設けることは難しい。

既存補助金一覧（R5調査時に期限設定しなかった補助金）

部局名	R6番号	所管課	補助金の名称	事業内容	開始年度	補助金の分類	直近3年の補助金実績(千円)			終期(年度)	見直し期限(年度)	R7年度事業継続予定	終期・見直し期限を設定しない理由
							R3	R4	R5				
文化観光局	108	文化振興課	無形民俗文化財保存事業補助金(米子盆踊り大会)	毎年8月14日に、米子市公会堂前庭を会場とする「米子盆踊り大会」を開催する。	S44	事業費	0	0	324	—	—	事業継続	米子盆踊りは、県指定無形民俗文化財であり、300年以上伝承されている米子の民俗芸能。本事業は、毎年8月14日に米子市公会堂前庭を会場に開かれる「米子盆踊り大会」に係る経費の一部を補助するものである。 大会は、「たいしょう踊り」や「こだいじ踊り」「さいご踊り」といった庶民的で素朴ながら格調高い米子盆踊りを保存、伝承し、広く市民に伝え普及させていく目的で開かれる。その大会開催の経費を補助することは、円滑な開催に資するため必要な事業であり、伝承や普及を担う米子盆踊り保存会の会員の減少や高齢化が進む中、無形民俗文化財を未来に残すためにも必要不可欠な事業である。 大会を主催する米子盆踊り実行委員会の中核をなす米子盆踊り保存会は、近年、会員の減少や高齢化が進んでいる。また、大会については寄付金に依存している面が強く、継続して大会の開催が可能となるような支援が必要な状態にある。コロナ禍や物価高騰など昨今の社会情勢により、寄付金がかつてのように見込めない状況下であり、市の補助なくして大会の開催は厳しい。 地元の啓成小学校では運動会で踊りを披露しているほか授業で米子盆踊りについて学ぶなど、次世代を担う子供たちが地域の宝として認識を深めているものの、その認識が広く市内に浸透しているとはいえない。市の中心地にある公会堂前庭で開く大会は、歩行者やドライバーなど広く市民に米子盆踊りの存在をアピールする絶好の機会となり、市民の誇りを醸成する一翼を担う地域の宝を守るためにも、補助することは重要である。
	109	文化振興課	無形民俗文化財保存事業補助金(日吉神社神幸神事)	毎年5月3日(祝)に、日吉神社を中心とした淀江地区内において、米子市指定無形民俗文化財である「日吉神社神幸神事」を開催する。	S53	事業費	40	0	40	—	—	事業継続	日吉神社神幸神事は、人々の健康や安全、作物の豊作を祈り寛永年間から360年以上伝えられてきている神事で、米子市指定無形民俗文化財である。毎年5月3日に営まれる春の例祭で、「ヨイトマカセ」の名で親しまれる淀江地区の春の風物詩でもある。 本事業は、保存や伝承、市民への普及を図る神事の開催経費の一部を補助するものである。日吉神社負担金は約74万円です市の補助金は4万円。補助金は、町内外に神事を広く伝える広報代として活用している。 神事を周知することは、関係者だけでなく広く関心を集めるために有効な手段であり、地域の宝としての再認識を図ることが期待できる。また、氏子ら担い手の高齢化などが進む中、新たな世代の関心を集めることで歴史継承を支える人材の確保につなげる効果も狙うため、終期を設定することができない。
	110	文化振興課	無形民俗文化財保存事業補助金(弓浜半島及び近隣地域のトンド)	毎年正月の歳徳神のトンド行事を円滑にするため、トンド用具等の保存及び修繕を実施する。	R3	事業費	1,324	572	207	—	—	事業継続	「弓浜半島及び近隣地域のトンド」は、鳥取県指定無形民俗文化財である。地域ごとにあるトンド講を中心として1年交代のトウヤが祭りを執り行い、歳徳神を神輿や屋台に乗せ、トウヤが奉持して地域内を練り歩いている。本事業は、その保存や伝承、市民への普及を図るため、必要な用具などの保存修理の一部を補助するものである。 必要な経費は、修繕などを行う用具などによって異なるものの、神輿など用具の修理には高額な費用を伴い、60～80万円ほどかかることが見込まれる。県費補助の対象事業であり、事業費に対し県が1/2補助、市は1/4補助を行い、残りが地元負担となっているが、各自治会などの財源が潤沢にあるわけでない中で、地元負担は軽くない。 行政が補助して地域の古い祭りの形を残す一助となることは、自分たちが暮らす地域に対する誇りや愛着形成につなげることも期待できるため、終期などを設定しない。
	111	文化振興課	アートスタート活動支援事業補助金	未就学児を対象としたアートスタートの機会を提供する事業。ただし入場料を徴収しない事業は除く。	H22	事業費	100	100	143	—	—	事業継続	未就学児を対象とした作品鑑賞、創造体験、公演鑑賞の機会を提供することにより、子どもの豊かな感性と創造性を育むことを目的とした事業である。音楽、演劇等の公演は「未就学児の入場をお断りします」としているものが多く、本格的な芸術鑑賞を未就学児、養育を担っている保護者は体験することが少ない。については、こういったアートスタート実施事業の団体を支援することは、子育て支援にもつながり、文化、芸術を支える人材の育成を図ることもできる。 また、鳥取県の間接事業(補助対象経費1/2 県費100%)であり、終期を設定することができない。
農林水産振興局	112	農林課	きのこ栽培始めませんか、生産者応援事業費補助金	栽培環境整備支援:ビニールハウス、散水施設の整備等。 安全労働確保支援:防護衣等及び運搬車、動力ウインチ等の導入 新規生産者施設整備支援:事業実施3年目までに年間3千本以上植菌者に乾燥機及びスライサーの導入 クヌギ原木林緊急造成支援:果樹園跡地の鉄線、棚及びモノレールの撤去	R3	事業費	11	0	667	—	—	事業継続	県との協調事業であり、意欲ある農業者等が作成した特色ある営農プランの目標達成支援を行うことにより、元気のある農業者等を育成し、地域農業の振興及び活性化を図るものである。プランを実現するために導入する施設や機械整備等により、生産の安定化・生産性の向上が見込まれるため継続して必要な事業である。
	113	農林課	梨及び柿生産振興事業費補助金	<生産基盤対策>梨、柿の新品種及び優良品種の新植、改植、高接ぎ、棚、網掛け施設、防除用機械、防風施設等の整備を行う者に対して支援を行う。 <育成促進対策>梨、柿の新品種及び優良品種の新植等を行う者に対して支援を行う。 <果樹共済助成事業>新規共済加入者及び継続加入者に掛け金助成を行い、災害に強い産地作りと農家の経営安定を図る。	H26	事業費	549	5,521	4,178	—	—	事業継続	鳥取県オリジナル品種「新甘泉」等梨の優良品種や「輝太郎」等柿の優良品種の苗木導入や生産基盤整備を支援することにより、市の特産品である梨、柿の生産振興を図り、産地を活性化していく必要がある。
	114	農林課	とっとり芝生産振興事業	規模拡大のための機械・施設整備費助成 新品種普及の加速化、新技術の導入の取組に係る費用助成	R1	事業費	963	981	456	—	—	事業継続	耕作放棄地の対策や園庭、校庭の芝生化にも寄与しており、今後市の特産品としても見込めるため、終期の見直しは行わない。
	115	農林課	米子市農村青年会議補助金	米子市農村青年会議の活動(各種研修会の開催、県内外への視察、プロジェクト活動、イベント出店等)のサポートのため、青年会議会議に対し補助金を交付する。	S47					—	—	休止	R5休止
	116	農林課	和牛振興総合対策事業費補助金	1 牛舎整備 2 堆肥舎整備 3 和牛繁殖雌牛の導入 4 自家保留 5 施設等整備	H27	事業費	0	0	0	—	—	休止	和牛の増頭対策に取り組むために必要な経費の支援を行う事業であり、本事業の活用により投資費用の軽減を図ることで、畜産農家の経営発展や安定化につながるため、事業を継続する。なお、近年は補助対象者がおらず補助事業は休止中(R3年度から)であるが、対象者が現れた際には、事業を速やかに再開する。
	117	農林課	米子地区農業士会補助金	米子地区農業士が行う事業	R1	事業費	15	15	20	—	—	事業継続	新規就農者のサポートとして重要な役割を担っている。毎年新たに参入する就農者が定着していくためにも必要となるため、終期の設定は行わない。

部局名	R6番号	所管課	補助金の名称	事業内容	開始年度	補助金の分類	直近3年の補助金実績（千円）			終期（年度）	見直し期限（年度）	R7年度事業継続予定	終期・見直し期限を設定しない理由
							R3	R4	R5				
農 林 水 産 振 興 局	118	農林課	がんばる地域プラン事業費補助金	プランの実現に必要な推進事業（ソフト）及び整備事業（ハード）に係る経費に対して補助を行う。	H25	事業費	0	0	0	—	—	事業継続	県との協調事業でプラン期間は5年。この補助金は、地域の農業の生産額拡大や担い手育成を集中的に支援することで地域の活性化や雇用の創出を図るものであり、本市農政の継続的維持・発展を図るうえで必要である。特に、近年の異常気象、世界情勢による資材価格高騰、スマート機器の発展、人口減による担い手減少の顕著化等、農政を取り巻く環境は日々変化しており、その変化に対応した農業支援を行うことが、本市の農業発展につながるため、本補助金は継続して実施していくことが必要と史料する。 なお、令和5年度に白ねぎ産地振興に係る地域プラン『弓浜地区白ねぎ産地の生産振興プラン』を策定し、令和6年度から10年度にかけて事業実施中。
	119	農林課	がんばる農家プラン事業費補助金	計画（プラン）に基づく施設・機械整備等に係る費用を補助する。	H16	事業費	24,959	20,779	15,406	—	—	事業継続	米子市において、農業は重要な位置づけであると考える。農業の担い手の高齢化に伴い、農業者が減少傾向にあるが、意欲ある農業者等が行う生産額及び経営規模の拡大、低コスト化等を目指す取り組みについての計画の実現を支援することにより、元氣な農業者等を育成するとともに、中核農家の更なるステップアップを後押しし、もって地域における農業の振興及び活性化を図るため必要な事業である。
	120	農林課	スマート農業推進事業費補助金	・ICT（情報通信技術）やロボット技術を活用した農業分野、畜産分野及び耕畜連携に関する機械及び設備を導入する初期費用を補助する。 ・機械及び設備の整備に要する経費を補助する。	R4	事業費	—	8,975	4,124	—	—	事業継続	農業の現場では、依然として人に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、作業負担の軽減が重要な課題となっている。 スマート農機の導入を支援することで、農作業における省力・軽労化を進めることができる。また、新規就農者の確保や栽培技術の継承等につなげるためにも、事業継続が必要である。
	121	農林課	園芸産地活力増進事業費補助金	(1)発展・成長タイプ（一般） (2)新たな特産物育成タイプ（一般） (3)軽労化支援タイプ (4)新規病害虫等防除技術実証タイプ	H27	事業費	30,465	1,947	0	—	—	事業継続	県との協調事業であり、本市特産の園芸品目を対象に、高品質な農産物の安定生産に必要な機械・施設導入や新技術のモデル実証等を支援するものである。園芸産地としての維持・発展を図るうえで必要不可欠な事業であり、継続が必要。引き続き、補助事業者のニーズに応じた改正等を県と協議の上行っていく。
	122	農林課	米子市環境保全型農業直接支払交付金	化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う対象取組に対して支援を行う。	H27	事業費	1,100	1,112	1,298	—	—	事業継続	SDGsや環境に対する関心が高まる中、国の施策である「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて化学肥料・化学合成農薬の使用を低減する取組や地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動に対するの支援は継続する必要がある。
	123	農林課	経営所得安定対策推進補助金	経営所得安定対策の普及、推進活動、対象作物の農業者別生産数量目標の設定及び農業者の水田情報等の整理を行う農業再生協議会の事務経費の補助を行います。	H23	事業費	8,418	8,095	7,960	—	—	事業継続	この経営所得安定対策推進事業は、行政、農業団体、農家代表等が参加する米子市農業再生協議会の運営経費を補助することにより、農業制度の普及・推進活動、対象作物の農業者別生産数量目標の設定及び農業者の水田情報等の整理等を行なうことにより、国が定める方針や事業を推進する必要があるため、本事業を継続する必要がある。
	124	農林課	米子市飼料作物作付推進事業費補助金	鳥取西部農業協同組合が飼料種子を購入する畜産農家に対して、購入費用の4分の1に相当する額を助成する。	H2	事業費	355	515	711	—	—	事業継続	近年、畜産農家の飼料作物自給率向上への意識が高まっている。飼料作物自給率の向上と飼料の低コスト化は、畜産農家の経営安定につながる。また、荒地の解消は本市の重要課題のひとつであるため、本事業を継続する必要がある。
	125	農林課	米子市射撃環境改善事業補助金	射撃技能の向上対策や射撃を行う環境の改善に係る取組に必要な経費の一部を助成	H26	事業費	154	190	263	—	—	事業継続	有害鳥獣を駆除するにあたり、捕獲従事者の高齢化や銃猟免許を取得していても使用していない従事者もいるため、ライフルの操作技術や射撃の練習支援の経費を県と協調して実施している。 県が補助制度を終了する時を終期として考えているため、それまでは本事業を継続したいと考えている。
	126	農林課	米子市集落営農組織育成事業費補助金	米の生産調整に係る会議及び活動を実施する生産調整推進対策推進協議会支部及び農事実行組合の活動費を補助する。	H8	事業費	1,471	1,464	1,443	—	—	事業継続	経営所得安定対策を始めとし、平成30年度までは国による米の生産調整が行われていた。30年度以降は国主導による生産調整はなくなったが、引き続き県、地域が主導となつての生産調整が行われている。生産調整を達成するためには集落を単位とした生産者間の話し合いや調整活動が重要となるため。
	127	農林課	鳥取県集落営農体制強化支援事業費補助金	1 農業用機械施設の導入・査定処分 2 新たな人材確保・畦畔管理省力化に対する支援	H30	事業費	0	0	0	—	—	休止	多様な集落営農の組織化、経営の多角化及び機械施設の設備等を支援する事業である。組織の継続性を確保し、将来に向けても集落農地を維持できる体制づくりを進め、次世代への運営の継承を円滑に進めるために事業を継続する。 なお、近年は補助対象者がいないが、対象者が現れた際には、事業を速やかに再開する。（R3年度から休止中）
	128	農林課	多面的機能支払交付金	農用地、水路等の地域資源の基礎的な保全管理活動等と、農業用水路等の施設の軽微な補修や地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための補修・更新等、年間を通して一定の基準以上行った組織に対し交付金を交付する。 ・農地維持支払・・・実践活動の年間計画の策定、施設の点検、水路の草刈等 ・資源向上支払（共同活動）・・・農業用水路等の施設の軽微な補修、環境保全のための植栽等 ・資源向上活動（長寿命化）・・・農業用水路等の施設の長寿命化のための補修・更新等	H26	事業費	45,437	46,483	46,170	—	—	事業継続	近年の農村地域の過疎化、高齢化等の進行に伴い集落機能が低下し、地域資源の基礎的な農地維持の活動（草刈り、水路の泥上げなど）や農業用施設の維持管理など地域住民の共同活動を支援するために必要な補助を行っている。 この活動を継続しないと、最終的に市が直接行うこととなり膨大な経費の支出、環境の悪化及び農村地域の景観等を損なうこととなり、国及び県もこの活動を推進しているため、終期は設けない。
	129	農林課	米子市担い手規模拡大促進事業費補助金	農地中間管理事業及び利用権設定等促進事業による貸借権の設定(期間が3年以上に限る)により新たに農地を借り入れる認定農業者等に借入面積10a当たり8,000円を助成する。	H18	事業費	2,991	2,674	2,826	—	—	事業継続	高齢化や後継者不足等のため農家数の減少傾向は継続しており、利用されない農地の増加が懸念され、また、農家の経営状況の改善のためには、農地の集積を推進し経営規模の拡大を図ることも必要であるため事業の継続が必要。
	130	農林課	鳥取県中山間地域を支える水田農業支援事業費補助金	中山間地域で水田農業の維持・発展に必要な農業用機械の導入を支援する。	H30	事業費	0	0	0	—	—	休止	高齢化、後継者不足で先行きが不透明な中山間地域で地域の農業を支えるために、地域の数少ない担い手農家に集積した水田を守っていく手段として、機械設備の整備が必要であるため。（R2年度から休止中）
	131	農林課	米子市中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。）第6の2の(1)に掲げる集落協定又は同2の(2)に掲げる個別協定に基づき、5年間以上継続して行う農業生産活動等を行うものに対し補助金を交付する。	H13	運営費	6,407	6,405	6,405	—	—	事業継続	5年ごとに国の制度が見直されており、現在は、国の第5期対策(令和2年度～令和6年度)が継続中である。中山間地域の農地の保全や集落の維持については国の課題となっており、令和7年度以降も当該事業の継続が見込まれるが、どのように制度が改正されるか現時点では明らかになっていない。また、本市においても自然的、経済的及び社会的な条件が平地に比べて不利な中山間地域等において、適切な農業生産活動等が継続的に行われ、農用地が持つ水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能の確保を図り、また、中山間地域の農地の保全や集落の維持のために、農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うことが必要である。
	132	農林課	土地改良協会補助事業	下記業務を実施する土地改良協会運営費の職員人件費を助成 会員の行う土地改良事業に関する事務指導、並びに援助 土地改良事業に係る調査及び研究 土地改良事業に関して委託された事務	S47	運営費	26,834	26,949	27,937	—	—	事業継続	今般の気候変動による大雨等の自然災害への対応、施設の整備、維持管理、耕作者からの要望対応等、職員への負担は増加しているため、継続して支援する必要がある。当協会は11の団体から委託を受け、土地改良事業の推進と施設の維持管理を行うため農家からの必要性が大きく、農業の生産振興を図るうえで継続して支援する必要がある。

既存補助金一覧（R5調査時に期限設定しなかった補助金）

部局名	R6番号	所管課	補助金の名称	事業内容	開始年度	補助金の分類	直近3年の補助金実績（千円）			終期（年度）	見直し期限（年度）	R7年度事業継続予定	終期・見直し期限を設定しない理由
							R3	R4	R5				
農 林 水 産 振 興 局	133	農林課	米子市農業収入保険加入促進補助金	新たに農業経営収入保険に加入する農業者（法人を含み、本市の区域内に居住し、又は所在するものに限る。）が納付すべき保険料（掛け捨て部分に限る。）の一部の助成	R3	運営費	273	229	224	－	R7	事業継続	
	134	農林課	農作業安全対話型研修支援事業	鳥取県農作業安全・農機具盗難防止協議会の「農作業安全対話型研修支援事業」を活用して研修を行う市内の集落営農組織、農業法人、農業関係任意組織等に対し、事業費（講師謝金、講師旅費、テキスト教材、実技研修に必要な機材、器具等）の1/2を補助する。	R5					－	－	休止	R5休止
	135	農林課	米子市間伐材搬出支援事業補助金	米子市内の森林にて間伐作業を行う事業者の一部経費を支援することにより、森林所有者の実費負担分を軽減し、費用負担の面から滞っている市内森林の間伐を促進する。	R5	事業費	－	－	0	－	－	事業継続	森林事業者が森林を間伐する際、県から一部補助金があるものの、木材価格の低迷等事業自身の採算性の悪化から自己負担が大きく生じる状況となっている。放置森林解消のために森林事業者が森林整備を行おうとするも、森林の地権者が負担を忌避し、結果放置が続くことにもつながっている。このため、木材の搬出量に応じ市からも補助を行うことで、森林整備自体の地権者負担を軽減し、未整備森林の長期放置リスクを下げる。 加えて、搬出補助は他市町村も設けているため米子市での森林整備コストが現状高い状況となっている。前述のような地権者でなくとも、複数自治体にまたがり森林を所有している地権者間では、米子市での森林整備を後回しにする結果をもたらす。 ただし、森林整備計画の「森林経営計画」及び「森林経営管理制度」等で市内森林の一通りの整備（森林経営管理制度に基づき10年後）が完了した際には見直しを検討する。
	136	農林課	米子市機構集積協力金	担い手への農地集積・集約化を加速するため、農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約等を促進するために必要となる事業経費についての補助を行う。	H26	事業費	2,889	9,764	0	－	－	事業継続	農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化を促進するために必要な経費を支援することで、担い手への農地の集積・集約化を加速させ農業の生産性の向上に資するため、国の制度終了までは事業を継続する。
	137	農林課	米子市森林整備地域活動支援交付金	「森林経営計画作成促進」、「施業集約化の促進」、「森林境界の確認」、「森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備」に関する地域活動に対し交付金を支出する。	H17	事業費	295	841	237	－	－	事業継続	森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、森林整備地域活動支援交付金を交付することにより、意欲と能力を有する森林所有者又は森林経営の委任を受けた者による面的なまとまりを持って作業路網や森林の保護に関する事項も含む計画の作成を促進することを目的としている。国と県との協調事業ではあるが、制度を利用することにより森林経営の方針立てを円滑に行い、計画的かつ適切な森林整備の推進を図るために事業継続は必要である。
	138	農林課	米消費拡大推進対策事業補助金	「米フェスタ」は、毎年10月20日前後の土・日曜日の2日間で、米子コンベンションセンターにて県内・外からの来場者へ主食としての鳥取県産米のPRを行うため、直売会、新米おにぎり配布等、米の消費拡大のためイベントを開催している。	S56	事業費	0	50	0	－	－	事業継続	主食としての米の消費拡大対策は、米に対する認識を深めるためのPRが必要であり、大々的にアピールができるイベントへの助成が必要と考える。 ※令和3年度はコロナにより開催中止、令和4年度は縮小開催 令和5年度は通常開催されたが、別財源が確保され補助申請がなかったため実績なし
	139	農林課	米川水利調整事業費補助金	管理体制整備事業（米川本線が対象）～管理体制の整備を促進するため、管理体制整備推進協議会を設立し、農家や地域住民に対する啓発活動を実施する。管理体制強化支援事業（米川本線・彦名干拓地・弓浜干拓地が対象）～通常の管理に要する経費のうち、多面的機能に資する部分、環境や安全に配慮した施設の操作体制の強化など、地域からの要請により通常管理を上回る部分に補助する。	H12	事業費	7,440	12,630	13,421	－	－	事業継続	市街地を流れる川の役割を果たす、米川の年間通水にかかる経費を助成することで、市民の生活環境の保全や景観形成、地域の防災の強化を図っているため。 米川本線に係る事業の市の負担は、水量割で米子市80%、境港市20%で按分している。また、干拓地に係る事業については、彦名干拓地分を米子市、弓浜干拓地分を境港市が負担している。そのため、補助率及び補助額の低減には関係機関との協議が必要であり、困難である。
	140	農林課	米川非灌漑期通水維持管理事業補助金	非かんがい期である10月～翌年3月までの間に米川を通水したことで発生する、米川美保除塵機に蓄積されたゴミの処理に係る経費を補助する。	R1	事業費	515	510	520	－	－	事業継続	米川流域の景観形成、環境保全、防災の強化を図っている、非かんがい期の通水に伴う流入ゴミ等の処分に要する経費のため今後も継続とする。
	141	農林課	酪農振興対策事業費補助金	第三者継承に取り組む酪農家に対し、継承に必要な施設の修繕費や自ら整備する施設整備費及び機械等のリース料等を補助する。	R3	事業費	6,551	4,310	900	－	－	事業継続	酪農家は年々減少し、後継者不足が深刻な問題となっている。生乳生産を維持していくためには酪農の生産基盤を支えていく必要があり、担い手の確保と円滑な継承のためにも、本事業を継続する必要がある。
	142	農林課	林業労働者福祉向上推進事業補助金	（公財）鳥取県林業担い手育成財団に対し、林業労働者共済年金掛金と林業労働者年末一時金支給助成金及び運営費の総額の4/10を鳥取県と県下全市町村で負担する。各市町村ごとの金額は均等割りに加え、人口、総林野面積、林業労働者数等により按分した額により決定される。	H7	事業費	1,351	1,668	2,205	－	－	事業継続	林業労働者雇用条件改善事業については、県内の林業新規就業者は増加傾向にあるため一定の効果はあると思料される。林業の担い手を確保するために必要な事業である。 林業労働者福祉向上推進事業については、県内林業労働者数は横ばいか減少傾向にあるが、林業労働者数や就労条件の安定を確保するため林業労働者共済年金掛金の助成に要する経費の一部助成は必要である。
	143	水産振興室	淡水魚育成放流事業費補助金	補助事業者が米子市淡水魚試験研究育成施設で生産した稚鮎等を日野川へ放流、天然稚鮎の遡上を容易にするための魚道整備、産卵場の整備及びカワウ等による食害防止事業等を実施することにより水産資源の回復及び増殖を図り、内水面漁業の振興に資する。	H2	事業費	3,000	3,000	3,000	－	－	事業継続	日野川の流量及び流水面積の減少等により淡水魚の生育（自然）環境が悪化していることから、内水面漁業の振興・維持を図るためには、稚魚の育成放流支援の継続が必要である。
	144	水産振興室	淡水魚試験研究育成事業費補助金	補助事業者が米子市淡水魚試験研究育成施設で実施している鮎、鮭、うなぎ、あまご等の増殖及び試験研究により、これら淡水魚の種苗生産の安定化、増大を図る事業。	H2	事業費	7,600	7,600	7,600	－	－	事業継続	日野川の流量及び流水面積の減少等により淡水魚の生育（自然）環境が悪化していることから、内水面漁業の振興・維持を図るためには、稚魚の育成放流支援の継続が必要である。依然として内水面漁業の現状は、稚魚の育成放流に依存しなくてはならない状況であるため、淡水魚の種苗生産・増殖の支援継続が必要である。
	145	水産振興室	米子市漁業協同組合運営事業費補助金	漁業協同組合の管理運営に関する事業、稚魚稚貝等の放流事業、増殖及び増殖に関する事業について等に係る経費を助成することにより、漁業協同組合の健全な発展を促し、水産業の生産力向上をはかる。	H20	運営費	7,200	7,200	7,200	－	－	事業継続	漁業者団体の基盤強化及び事業に係る経費の支援継続は、水産業の振興を図るうえで必要である。
	146	水産振興室	米子市漁業経営開始円滑化事業費補助金	鳥取県漁業経営開始円滑化事業実施要綱（平成12年10月18日付け水第344号鳥取県農林水産部長通知）別表2の項に掲げる要件の全てを満たす者に対し、同表の1の項に定める方法及び条件により貸与する漁船（新船又は5年以上の耐用証明付きの中古船）、漁労用機器及び漁具の整備	H27	事業費	0	21,667	0	－	－	事業継続	漁業者が減少する中、新規就業者の円滑な確保を図るためには、新たな担い手となる新規漁業就業者の漁業経営開始時の負担軽減を継続する必要がある。

既存補助金一覧（R5調査時に期限設定しなかった補助金）

部局名	R6番号	所管課	補助金の名称	事業内容	開始年度	補助金の分類	直近3年の補助金実績(千円)			終期(年度)	見直し期限(年度)	R7年度事業継続予定	終期・見直し期限を設定しない理由
							R3	R4	R5				
農林水産振興局	147	水産振興室	米子市漁業研修事業費補助金	(1)漁業研修事業(漁船員等雇用研修)漁業への就業を希望する者を新たに雇用し、漁労技術等の研修を実施する事業(2)漁業研修事業(農林水産コラボ研修)事業実施主体が漁業での通年雇用が困難な場合において、農業、林業、及び鳥取県産農林水産物の加工業者等の他の産業と連携して、前号に定める研修と、漁業以外の他の産業の研修とを組み合わせさせて実施する事業(3)漁業研修事業(独立型研修)沿岸漁業で独立経営を開始する新たな就業者を育成するための研修を実施する事業	H28	事業費	6,537	3,420	4,686	－	－	事業継続	漁業者が減少する中、新たな担い手となる新規漁業就労者への漁業研修支援の継続は必要である。
	148	水産振興室	米子市主要水産産地共同利用施設等整備事業	淀江漁港内における鳥取県漁業協同組合淀江支所が実施する、鳥取県主要水産産地共同利用施設等整備事業費補助金交付要綱別表の第5項に掲げる施設の整備	R5	事業費	－	－	3,150	－	－	休止	漁協組合員が減少する中、淀江漁港の共同利用施設の維持に係る支援を継続することは必要である。(R5年度より休止中)
都市整備部	149	建設企画課	市営墓地行き臨時バス運行維持対策費補助金	祇園町車庫～南公園墓地間のバスの臨時運行。 運行時期:盆(3日)及び彼岸(各2日程度) 1日の運行本数:盆(6往復)、彼岸(5往復)	S42	事業費	55	55	55	－	－	事業継続	墓参者には高齢者が多く、今後も免許返納者を含む車を持たない人が増えていくことが想定される。墓地入口まで運行する臨時バスは車を持たない人の移動手段の一助となっており、一定の需要があると考えているため、現時点では終期の設定を行わない。 また、盆(3日)及び彼岸(各2日程度)のみ、臨時的に南公園墓地入口まで運行を要望し、実施しているため、補助金を廃止した場合はバス事業者単独での事業実施は困難になる。
	150	都市整備課	米子つつじまつり補助金	「米子つつじまつり」の開催 開催時期 4月下旬から5月上旬	S63	事業費	344	344	344	－	－	事業継続	市が後援しているイベントであり、市の花の普及・啓発的役割を果たしている継続的な緑化活動のため。
	151	都市整備課	ボランティア活動支援交付金(米川堤防のつつじを育てる会)	・「米子つつじまつり」へ後援団体として参加(4、5月) ・施肥作業(適宜) ・除草作業(5、6、8、10月) ・灌水作業(7～10月)	S52	事業費	400	400	400	－	－	事業継続	本活動は、地域に根付いた活動となっており、継続的な環境美化活動に対する住民意識の高揚と施設維持にかかる経費の節減にもつながっているため。
	152	都市整備課	ボランティア活動支援交付金(福市遺跡公園つつじを育む会)	・「米子つつじまつり」における緑化啓発活動、環境美化活動、イベント運営(4、5月) ・除草作業、灌水作業(3～10月) ・つつじ剪定 ・広報誌による啓発活動	H18	事業費	70	70	300	－	－	事業継続	本活動は、地域に根付いた活動となっており、継続的な環境美化活動に対する住民意識の高揚と施設維持にかかる経費の節減にもつながっているため。
	153	都市整備課	緑化フェア補助金	・開催時期 毎年10月上旬(2日間) ・モデルガーデンの展示、緑の相談室の開設、花木・緑化関連資材の展示販売等を内容とした花と緑のフェアに係る広報及び宣伝並びに当該フェアにおいて行う苗木の無償配布	H22	事業費	0	0	100	－	－	事業継続	市民が緑化フェアを通じて、直接緑に触れることにより、緑の大切さや緑に対する知識や関心が高まり、都市緑化の推進につながるため。
	154	都市整備課	米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業補助金	補助事業者が企画し、又は指導する緑化活動(公共の場所(道路、公園、広場、河川その他屋外の市民等が広く利用する場所をいう。)で行われるものに限る。)又は緑化活動に関する講習会、研修会等であって、当該補助事業者が活動する地域の住民等が参加するもの	H21	事業費	30	0	30	－	－	事業継続	地域住民の緑化活動を支援し、市民が主体的に行う緑化を推進するため。
	155	建築相談課	米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金	一戸建て住宅、建築物に対する耐震診断、一戸建て住宅及び必要緊急安全確認大規模建築物に対する改修設計及び耐震改修又は建替え、除却、一戸建て住宅の屋根瓦の耐震耐風改修、道路に面する危険なブロック塀の撤去	H9	事業費	11,578	12,004	12,620	－	－	事業継続	市内には、昭和56年5月31日以前(木造住宅は平成12年5月31日以前)に建築された、現行の建築基準法に規定されている耐震基準と比較して耐震性が低い住宅及び建築物や不特定多数の通行人に危害を及ぼす可能性のある道路沿いの危険なブロック塀が多数存在している。 地震に対する安全性の向上を図るためには住宅及び建築物の耐震化と道路に面する危険なブロック塀の撤去・改修を促進して行く必要があり、補助事業についても継続的な実施が必要と考えられる。現段階では終期末設定。
	156	建築相談課	バリアフリー改修推進事業補助金	特定建築物のバリアフリー化工事 特別特定建築物のバリアフリー化工事 認定特別特定建築物の整備	H25	事業費	4,364	9,420	4,982	－	－	事業継続	市内には、法令に定める整備基準に適合していない特定建築物が数多く残存している。高齢者、障がい者等を取り巻く様々な障壁を除去することが求められており、継続的に支援を行う必要があるため、現段階では終期末設定。
	157	建築相談課	アスベスト撤去支援事業補助金	吹付けアスベスト等含有の有無に係る分析調査 吹付けアスベスト等の除去等(除去、封じ込め、囲い込み)の工事	H18	事業費	8,330	9,137	25,230	－	－	事業継続	アスベスト撤去は、工事が高額なことから、除却が進まず、確認されているものでも20件程度の危険な建築物が存在している。また、古い建築物を解体する際に、アスベストが発見されることもあり、市民の健康被害を防ぐためにも事業の実施が必要である。しかし本事業は、所有者自らがアスベスト撤去の補助申請を行うことにより事業化となる間接補助事業であることから、終期・見直し期限を設定することは難しく、継続的な支援を行っていくことが重要である。 ただし、当該補助事業は、社会資本整備総合交付金を利用した事業であり、国の要綱により事業期間は令和7年度までとされている。今後要綱が改正され、期間が延長された場合、市内に危険な建築物が存在する限り、引き続き事業を継続とする必要がある。また、要綱のとおり令和7年度に終了した場合でも、アスベストが使用された危険な建築物は存在していると想定されるため、継続して事業を実施するべきか検討が必要である。
	158	建築相談課	がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	・危険住宅の撤去費および移転等に要する費用 ・危険住宅に代わる住宅の建設、購入(これに必要な土地の購入も含みます。)または改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の借入金の利子相当額(利率は8.5パーセントが限度)	H30	事業費	0	0	0	－	－	事業継続	市内の土砂災害警戒区域等には危険住宅(区域内に建つ既存不適格の住宅)が数多く存在しており、住民の安全を脅かしていることから、毎年数件程度、本事業の実施についての相談がある。また、今後土砂災害警戒区域等が追加された場合、危険住宅が増えることが懸念される。 本事業はこれらの危険住宅に対して補助金を交付することで、住宅の移転を促進し、住民の安全を確保することができるとする制度である。しかし本事業は、所有者自らが危険住宅の除却・移転の補助申請を行うことにより事業化となる間接補助事業であることから、終期・見直し期限を設定することは難しく、継続的な支援を行っていくことが重要である。
	159	住宅政策課	米子市セーフティネット住宅供給促進事業補助金	家賃低廉化事業:民間賃貸住宅の賃料と、同等の条件の公営住宅の家賃額の差額を、大家に補助する。 家賃債務保証低廉化事業:入居の際保証人を立てられない者が家賃債務保証業者を利用する際、初回保証料の一部を保証業者に補助する。	R3	事業費	108	552	1,369	－	－	事業継続	当該事業補助金のうち家賃低廉化事業補助金については補助期間が原則10年のため、期間満了後順次終了する。ただし、セーフティネット専用住宅として登録された住宅ごとに10年間の期限がある。住宅の新規登録は随時行われており今後も増加見込みのため、期限設定は困難と考える。

既存補助金一覧（R5調査時に期限設定しなかった補助金）

部局名	R6番号	所管課	補助金の名称	事業内容	開始年度	補助金の分類	直近3年の補助金実績（千円）			終期（年度）	見直し期限（年度）	R7年度事業継続予定	終期・見直し期限を設定しない理由
							R3	R4	R5				
淀江支所	160	地域生活課	地域景観整備事業 宇田川地区環境をよくする会活動補助金	地域の農道等に季節に応じたコスモスや菜の花等の植栽・育成・管理により、地域景観の整備を行う。	H8	事業費	57	57	57	—	—	事業継続	事業開始以来25年以上に渡り継続実施され、少子高齢化の中においても参加人数が維持されていること、季節ごとの美しい景観は多くの市民や観光客に親しまれていることから、完全に地域に根付いた活動となっており、本事業支援は継続が必要と考える。 その一方、合併後20年が経過する中で補助金のあり方や将来への展望などを検証・協議しておらず、全額補助での事業継続のあり方について、次年度以降補助割合の縮小や他の補助金の活用などを協議していくこととしたい。
	161	地域生活課	地域景観整備事業 淀江地区環境をよくする会活動補助金	地域の公園や駅等に季節に応じた花苗の植栽をしたり、フラワーボットを配置することで美観の整備、管理を行う。	H8	事業費	37	37	37	—	—	事業継続	事業開始以来25年以上に渡り継続実施され、少子高齢化の中においても参加人数が維持されていること、保育園等 当会以外の他団体の参加もあることから、完全に地域に根付いた地域全体の活動となっており、本事業支援は継続が必要と考える。
議会事務局	162	議会事務局	米子市議会政務活動費交付金	米子市議会議員により結成された会派又は議員（会派に所属するものを除く。）に対し、調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費の一部として交付するもの。	H13	事業費	6,865	6,667	10,378	—	—	事業継続	現時点において、議員定数や政務活動の内容の変更、また根拠法令等の改正がないため